

地方創生のための産業政策とは
～地域を支える中小企業・小規模事業者の活性化～

平成26年11月
中小企業庁事業環境部企画課長 蓮井 智哉

目 次

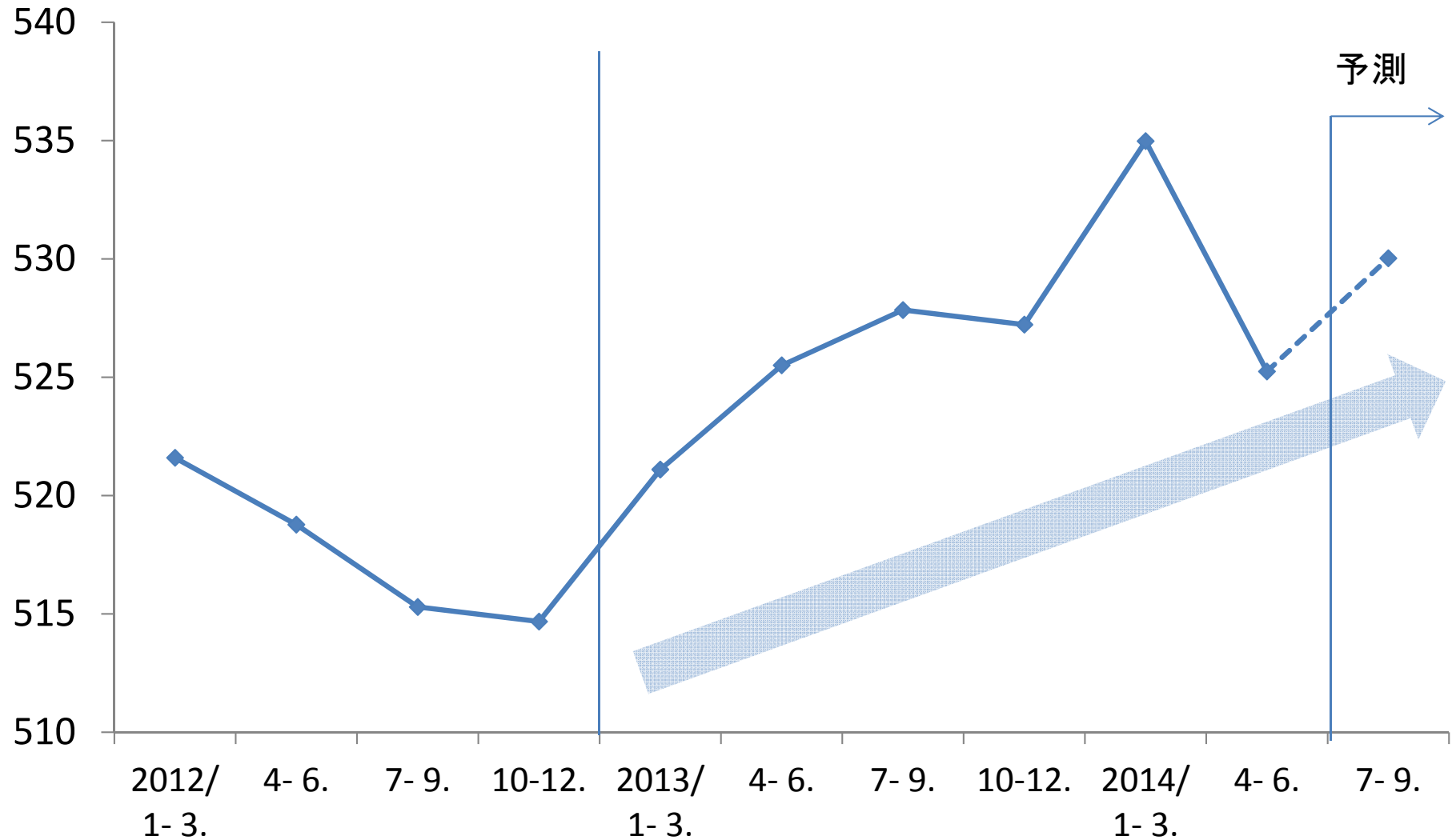
1. 我が国経済及び中小企業・小規模事業者の現状と課題P 2
2. 中小企業・小規模事業者政策の今後の展開.....P20
3. 地域の中小企業・小規模事業者の活性化.....P27
4. 創業・新陳代謝.....P37
5. 小規模事業者に光を当てる.....P45

1. 我が国経済及び中小企業・小規模事業者 の現状と課題

アベノミクスによる景気回復の兆し①

実質国内総生産額(GDP)の推移

(兆円)



(資料)内閣府「四半期別GDP速報」、日経センター「ESPフォーキャスト10月調査」

アベノミクスによる景気回復の兆し② 株価・為替

一昨年11月半ばから、株価は約9割上昇し、為替は約4割円安
(株価11月4日終値時点、為替11月4日17時時点)



【出所】ブルームバーグ

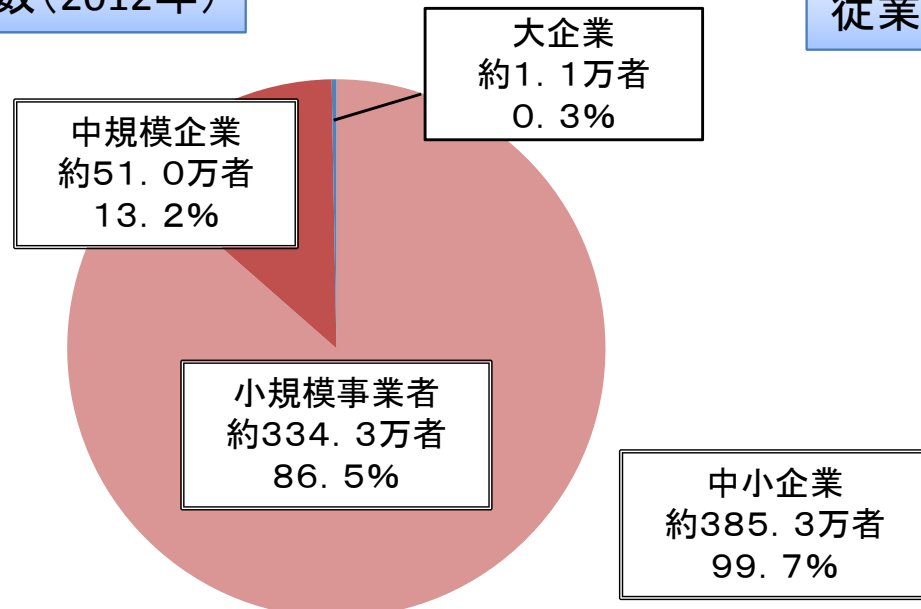
中小企業・小規模事業者について

- 中小企業基本法では、「資本金」または「従業員数」により、中小企業・小規模事業者を定義。
- 我が国の中小企業は385万者。これは全事業者数の99.7%。
- 従業者数では全体の7割が中小企業。

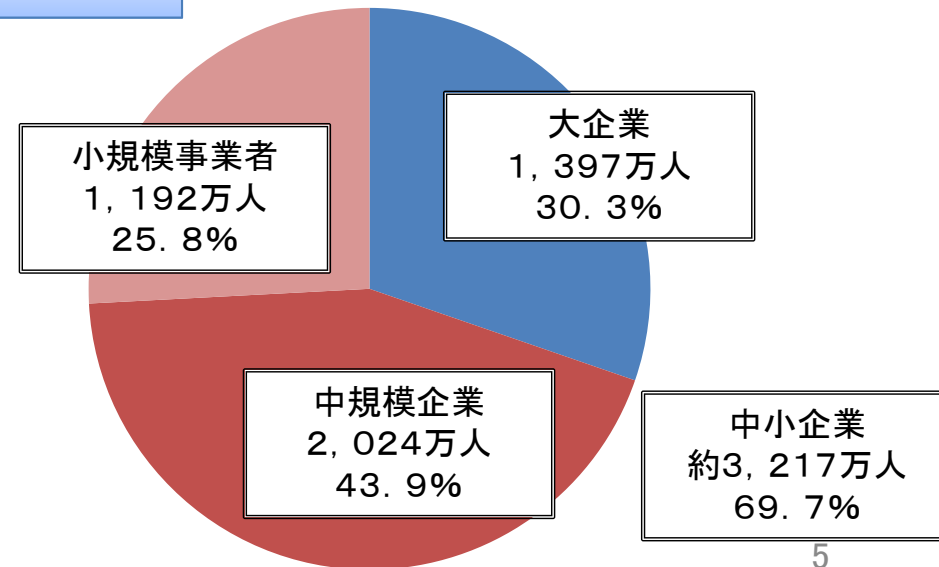
中小企業の定義

業種	中小企業基本法の定義		うち小規模事業者 従業員	法人税法による定義 資本金
	資本金	または 従業員		
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下	1億円以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下	
サービス業	5,000万円以下			
小売業		50人以下		

事業者数(2012年)

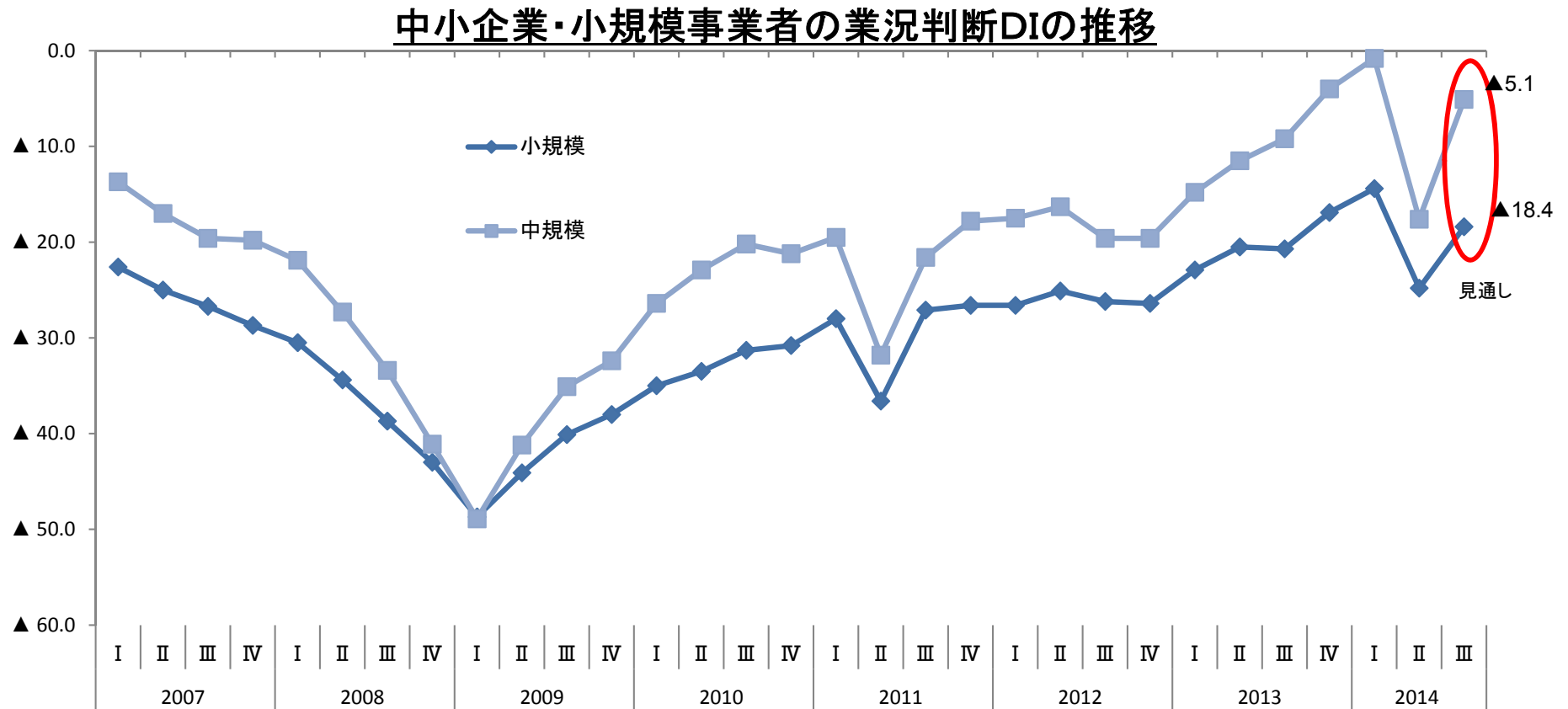


従業者数(2012年)



中小企業・小規模事業者を取り巻く状況①

中小企業・小規模事業者の業況感は、リーマンショック前の水準にまで回復。ただし、小規模事業者の業況感は、引き続き、中規模の企業と比較して低い水準。



資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

（注）「小規模」は、中小企業基本法上の小規模企業。

「中規模」は、中小企業の中で小規模企業以外の者。

中小企業・小規模事業者を取り巻く状況②

中小企業・小規模事業者の業況感は、全国的に回復。ただし、小規模事業者の業況感は、引き続き、中規模の企業と比較して低い水準。

中小企業・小規模事業者の地域別業況判断DIの推移

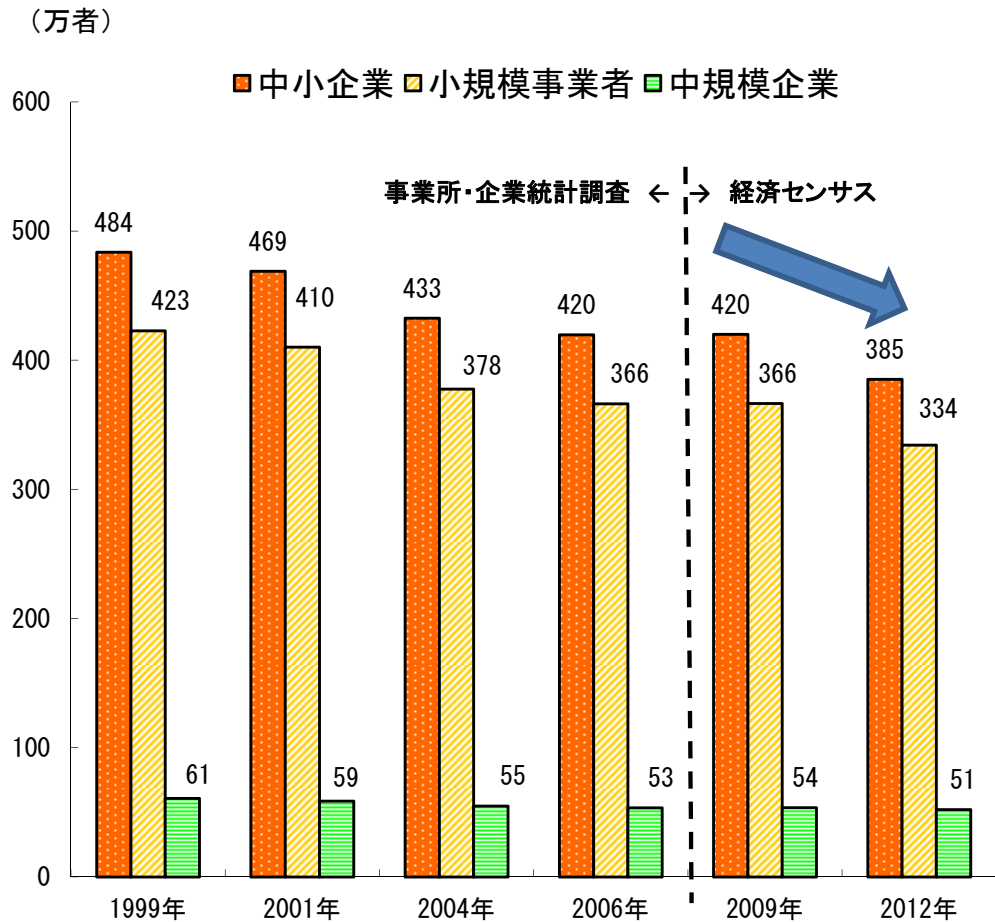
	H24 1q	H24 2q	H24 3q	H24 4q	H25 1q	H25 2q	H25 3q	H25 4q	H26 1q	H26 2q	H26 3q	H26 4q
北海道	▲34.3	▲26.9	▲27.4	▲22.6	▲24.1	▲19.7	▲13.6	▲10.1	▲15.3	▲19.1	▲19.3	▲18.6
東北	▲22.1	▲12.2	▲19.2	▲23.6	▲30.4	▲21.9	▲21.1	▲18.8	▲20.3	▲23.7	▲24.3	▲24.3
関東	▲30.9	▲22.3	▲26.5	▲33.1	▲32.0	▲21.3	▲21.5	▲20.0	▲19.1	▲18.7	▲20.3	▲16.6
中部	▲36.8	▲25.8	▲30.4	▲31.9	▲29.4	▲19.7	▲17.9	▲14.4	▲11.0	▲20.6	▲22.9	▲19.2
近畿	▲32.2	▲25.5	▲28.7	▲33.3	▲29.6	▲22.3	▲23.1	▲18.7	▲12.2	▲20.0	▲20.7	▲19.2
中国	▲36.1	▲29.6	▲31.3	▲33.9	▲31.5	▲24.4	▲23.7	▲19.7	▲15.0	▲22.3	▲25.6	▲24.7
四国	▲35.3	▲31.1	▲34.1	▲35.0	▲34.1	▲22.4	▲24.2	▲20.4	▲17.0	▲23.4	▲26.2	▲25.3
九州	▲33.6	▲25.0	▲29.5	▲29.7	▲27.3	▲19.8	▲20.6	▲20.4	▲12.4	▲18.9	▲23.1	▲19.6

中小企業・小規模事業者を取り巻く状況③

○中小企業・小規模事業者の企業数は減少が続き、直近の3年間で**35万者減少**。そのうち**32万者の小規模事業者が減少**。

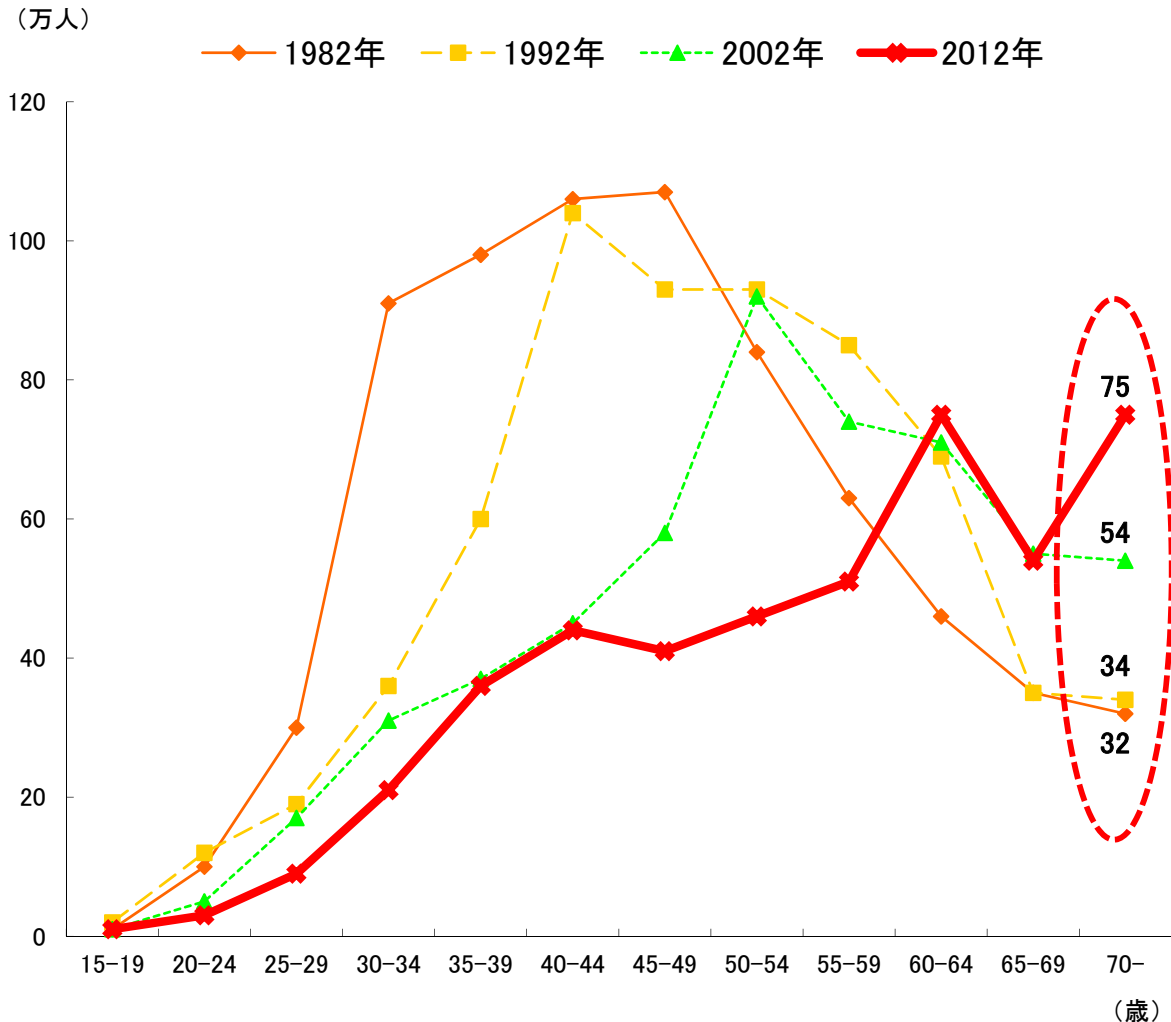
○人口減少・高齢化が進む中、経営者も高齢化し、これまでと比較しても、**70歳以上**の年齢階級が最も多い。

中小企業の企業数推移



資料：総務省「平成24年経済センサス-活動調査」「平成21年経済センサス-基礎調査」「事業所・企業統計調査」

年齢階級別 自営業主の分布(年別)



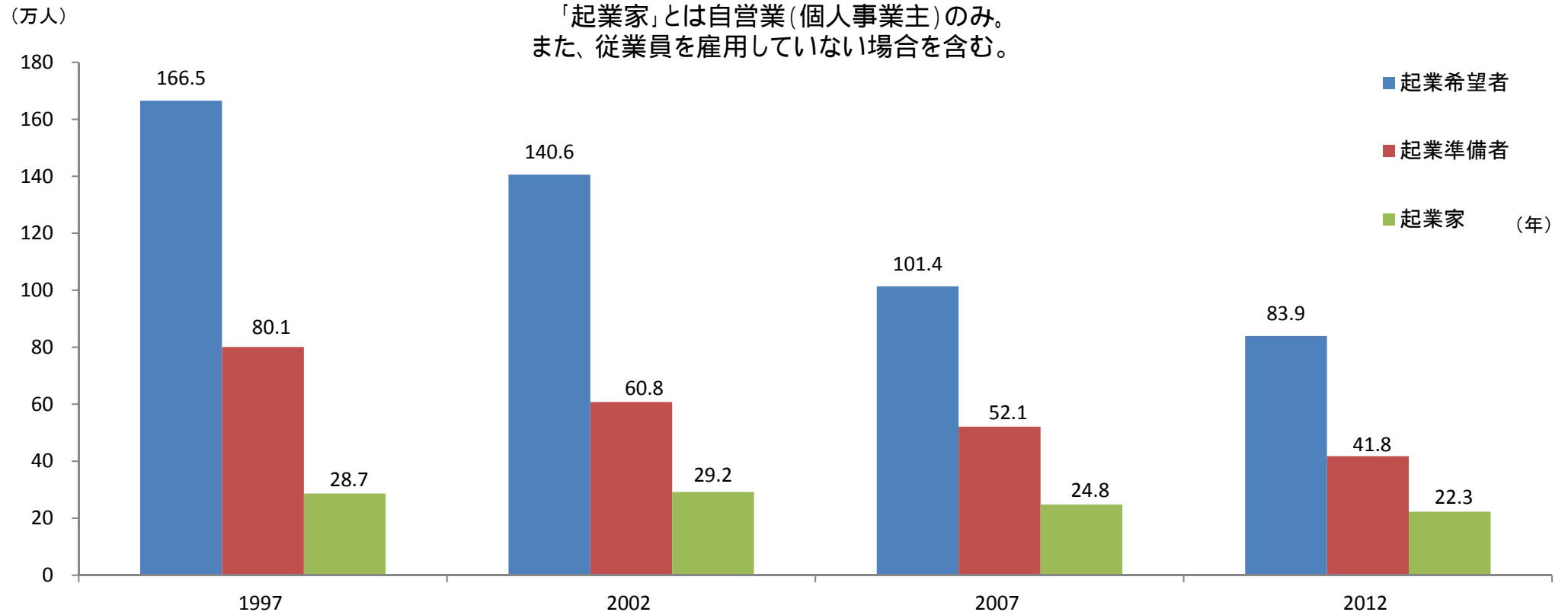
資料：総務省「労働力調査」
(注)非農林業について集計。

中小企業・小規模事業者を取り巻く状況④

日本の開業率(4.6%)は英米(10%台)の半分程度。特に、地域社会を支える起業(自営業)は減少傾向。

起業の担い手の推移

「起業家」とは自営業(個人事業主)のみ。
また、従業員を雇用していない場合を含む。



資料：総務省「就業構造基本調査」再編加工

(注) 起業希望者：自分で事業を起こしたいと回答した者

起業準備者：起業希望者のうち、「(仕事を)探している」又は「開業の準備をしている」と

回答した者 起業家：過去1年間に転職・就職した者のうち、現在は自営業主になっている者

中小企業・小規模事業者を取り巻く状況⑤

○中小企業・小規模事業者は、雇用の面などにおいて、地域経済を支えている。

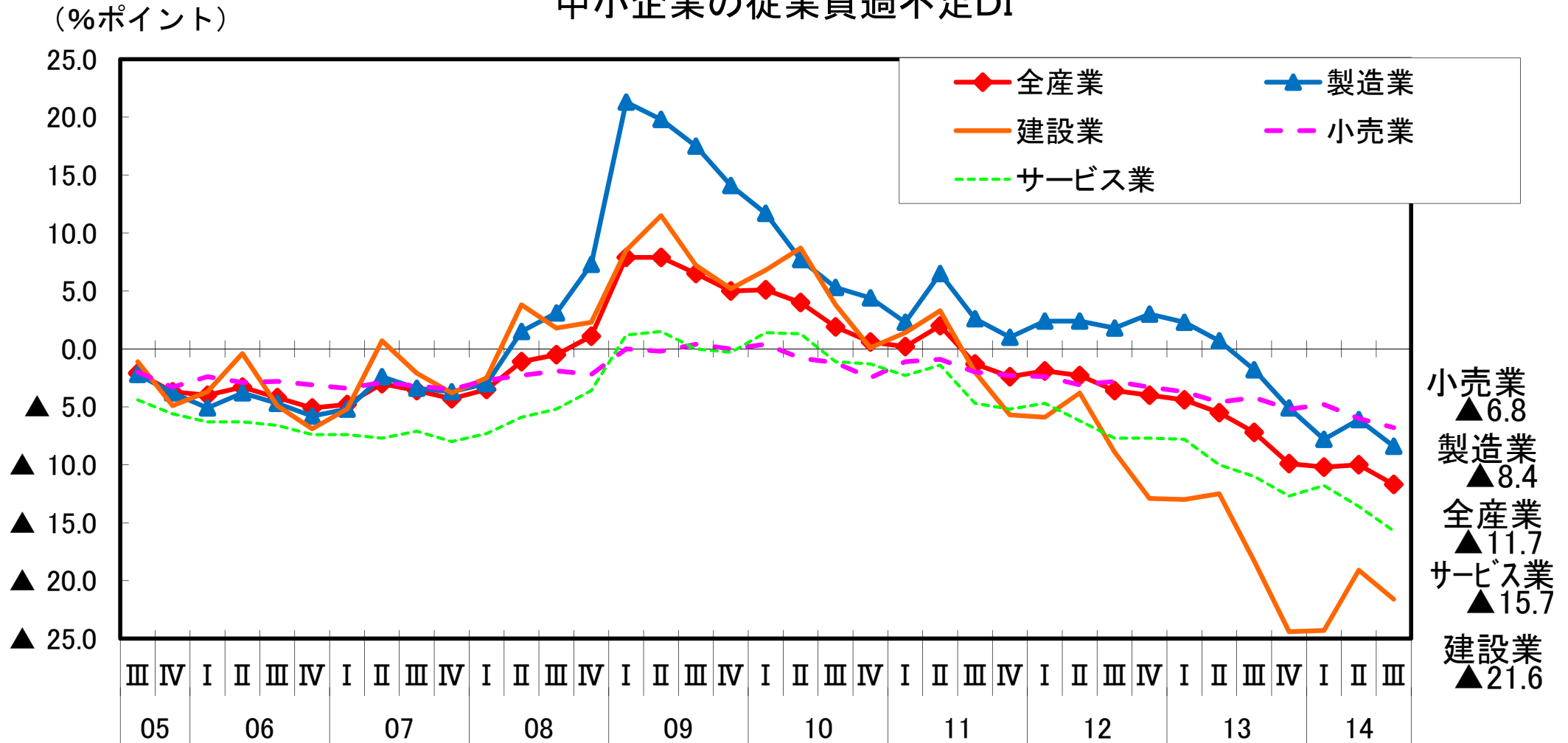
都道府県ごとの企業規模別の従業者割合

	大企業	中規模事業者	小規模事業者		大企業	中規模事業者	小規模事業者		大企業	中規模事業者	小規模事業者
北海道	14.8%	52.7%	32.5%	石川県	12.6%	52.2%	35.2%	岡山県	14.6%	53.6%	31.8%
青森県	8.9%	54.6%	36.5%	福井県	11.1%	50.4%	38.5%	広島県	21.4%	50.7%	27.9%
岩手県	11.9%	52.8%	35.3%	山梨県	8.3%	49.1%	42.6%	山口県	17.9%	49.8%	32.3%
宮城県	14.9%	53.2%	31.9%	長野県	12.9%	49.6%	37.5%	徳島県	9.0%	48.8%	42.2%
秋田県	7.0%	54.4%	38.6%	岐阜県	13.1%	50.9%	36.0%	香川県	18.1%	49.9%	32.0%
山形県	12.2%	50.6%	37.2%	静岡県	17.1%	49.8%	33.1%	愛媛県	14.1%	50.3%	35.6%
福島県	15.6%	48.7%	35.7%	愛知県	29.6%	47.1%	23.3%	高知県	7.3%	50.3%	42.4%
茨城県	12.1%	49.8%	38.1%	三重県	13.5%	50.7%	35.8%	福岡県	24.9%	48.9%	26.2%
栃木県	14.4%	47.1%	38.5%	滋賀県	16.2%	50.6%	33.2%	佐賀県	7.7%	54.7%	37.6%
群馬県	19.3%	47.0%	33.7%	京都府	23.8%	46.0%	30.2%	長崎県	7.5%	53.1	39.4%
埼玉県	19.2%	47.7%	33.1%	大阪府	33.6%	43.7%	22.7%	熊本県	9.1%	53.1%	37.8%
千葉県	23.4%	45.2%	31.4%	兵庫県	19.0%	49.8%	31.2%	大分県	14.6%	49.9%	35.5%
東京都	58.9%	30.1%	11.0%	奈良県	5.4%	53.3%	41.3%	宮崎県	7.6%	52.0%	40.4%
神奈川県	24.2%	47.8%	28.0%	和歌山県	12.1%	45.7%	42.2%	鹿児島県	12.7%	48.6%	38.7%
新潟県	14.8%	50.7%	28.0%	鳥取県	6.2%	56.3%	37.5%	沖縄県	11.3%	52.5%	36.2%
富山県	16.4%	51.7%	31.9%	島根県	7.0%	53.0%	40.0%	全国計	30.3%	43.9%	25.8%

中小企業・小規模事業者を取り巻く状況⑥

- 中小企業においても、足下で従業員の不足感が高まっている状況。
- 業種別にみると、製造業では2013年以降、従業員の不足感が強まっている。また、建設業については、他の業種と比べてもとりわけ足下の不足感が強い状況。

中小企業の従業員過不足DI



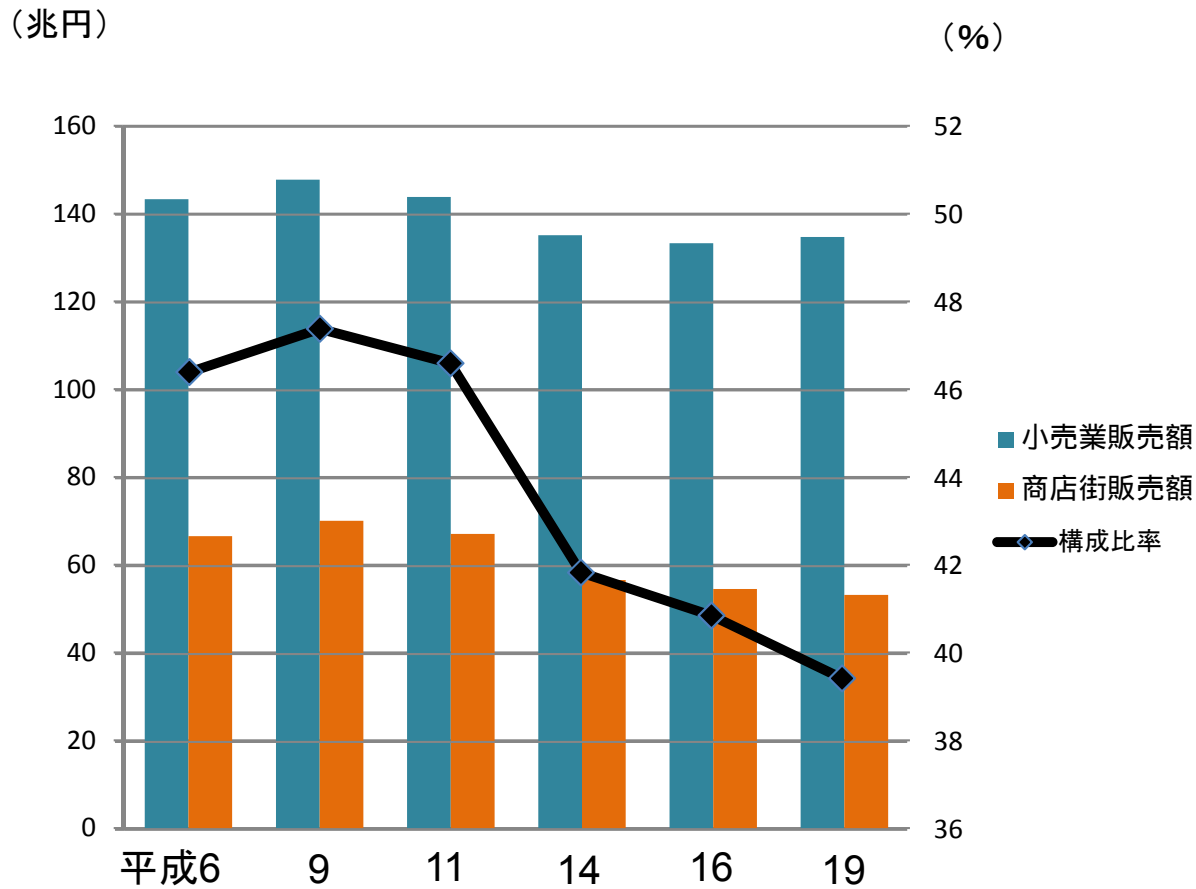
資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構 「中小企業景況調査」

（注）従業員過不足DIは今期の従業員数が「過剰」と答えた割合（%）から「不足」と答えた割合（%）を引いたもの。

中小企業・小規模事業者を取り巻く状況⑦

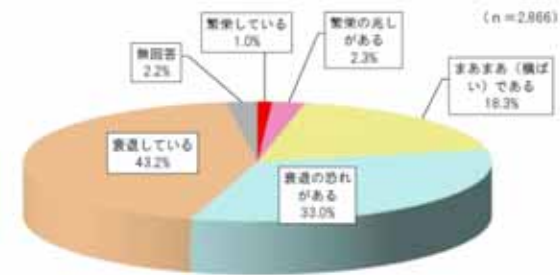
- 販売額で見ると、小売業に占める商店街の構成比率は減少傾向。
- 商店街が認識している現在の景況は、「繁栄している」が1.0%、「衰退している」が43.2%、「衰退の恐れがある」が33.0%。
- 地域住民は、商店街に地域コミュニティの共助機能の担い手として役割を期待しているが、ニーズに対応しきれていないのが現状。

[小売業販売額と商店街販売額の推移]



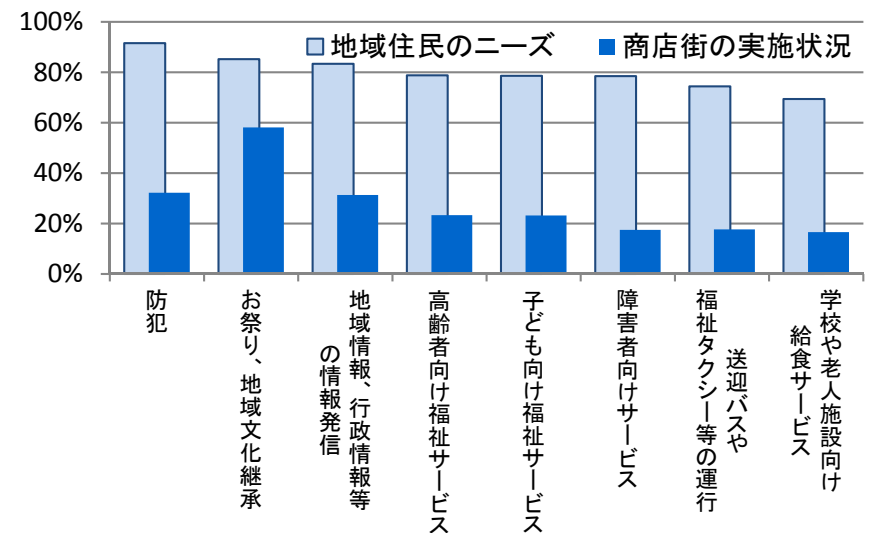
出典: 商業統計

[商店街の最近の景況]



出典: 平成24年度商店街実態調査

[消費者・来街者が商店街に希望する地域住民向けの取組み]

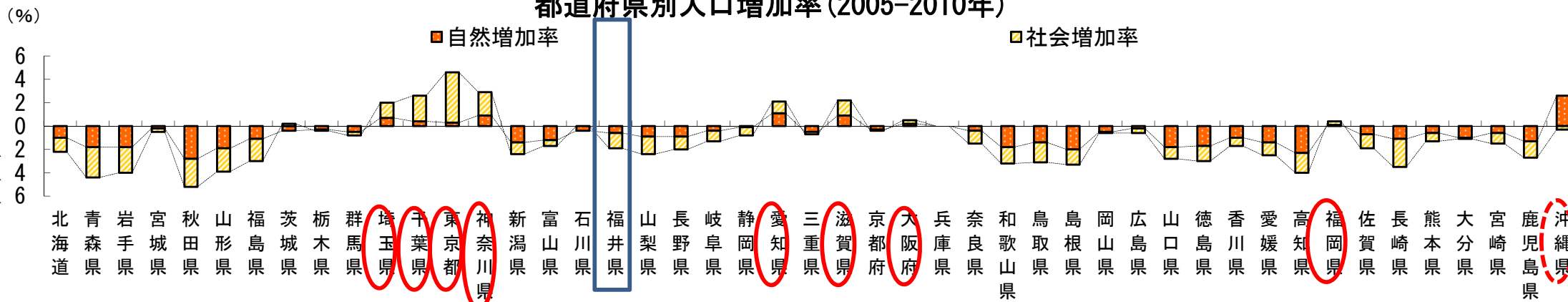


出典: 平成22年度全国商店街調査

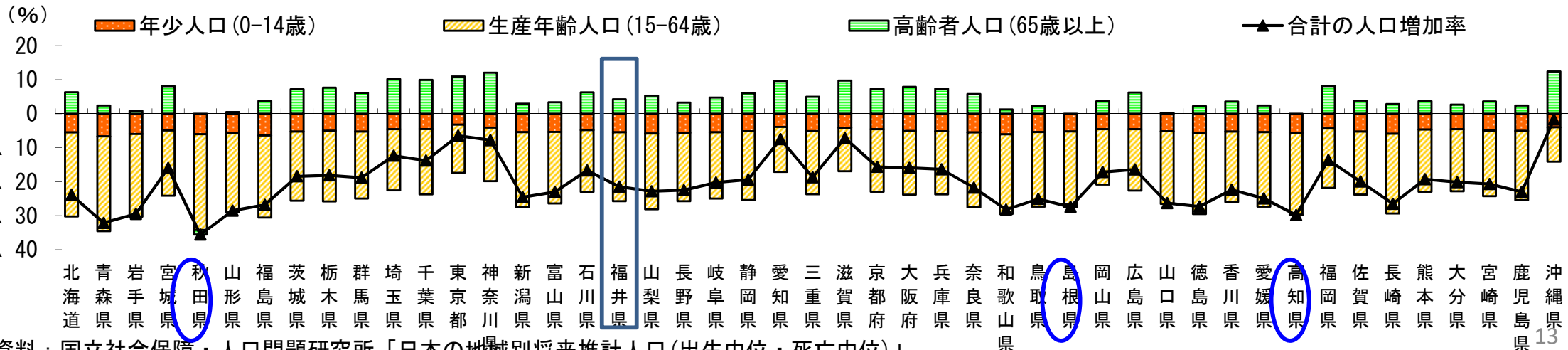
近年の日本経済の構造変化①ー人口減少・高齢化ー

- 日本は、**2011年から本格的な人口減少社会**に。2005年から2010年までの人口増減率を見ると、三大都市圏及びその周辺都市、福岡県、沖縄県以外は、人口減少。(沖縄県は自然増加率の上昇。)
- しかしながら、**2040年には、すべての都道府県で人口が減少**。とりわけ秋田県、島根県、高知県では、高齢者人口まで減少し、加速度的に人口が減少する局面に突入する。
- 今後の中小企業政策の立案**に際しては、このような不可逆的な人口動態、及び、厳しい国内の経営環境を前提とした上で、「いかに中小企業・小規模事業者が生き残っていけるか」、**中長期的な観点**から戦略的に考えていく必要あり。

都道府県別人口増加率(2005-2010年)

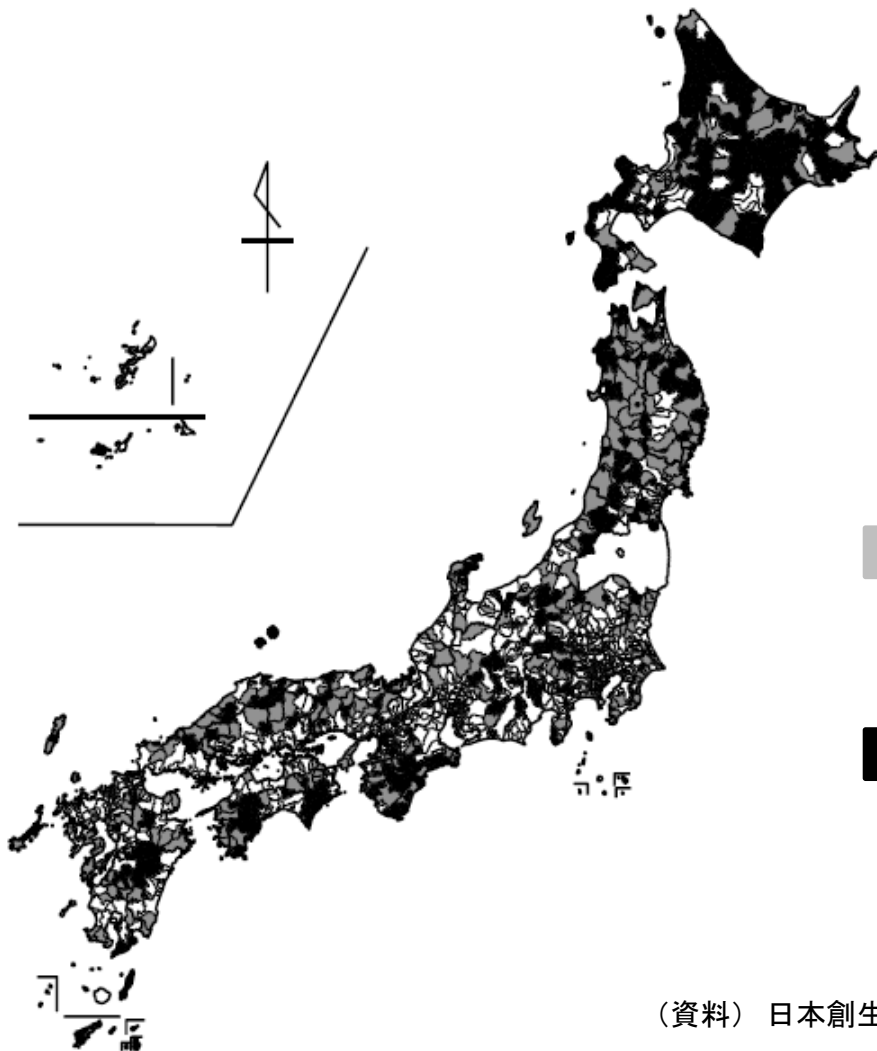


2010年と比較した2040年の都道府県別人口増加率及び年齢階級別寄与度



近年の日本経済の構造変化②ー消滅可能性自治体ー

- 人口移動が収束しない場合、2010年から2040年までの間に「20～39歳の女性人口」が5割以下に低下する自治体数(「消滅可能性都市」)は、896自治体、全体の49.8%。
- 896自治体のうち、2040年時点で、人口が1万人を切る市町村は、523自治体、全体の29.1%。
- 人口減少克服のため、地方にしごとをつくり、若い世代が安心して働き、希望通り結婚・出産・子育てをすることができる社会経済環境の実現が必要。



人口移動が収束しない場合において、2040年に若年女性が50%以上減少し、人口が1万人以上の市区町村(373)

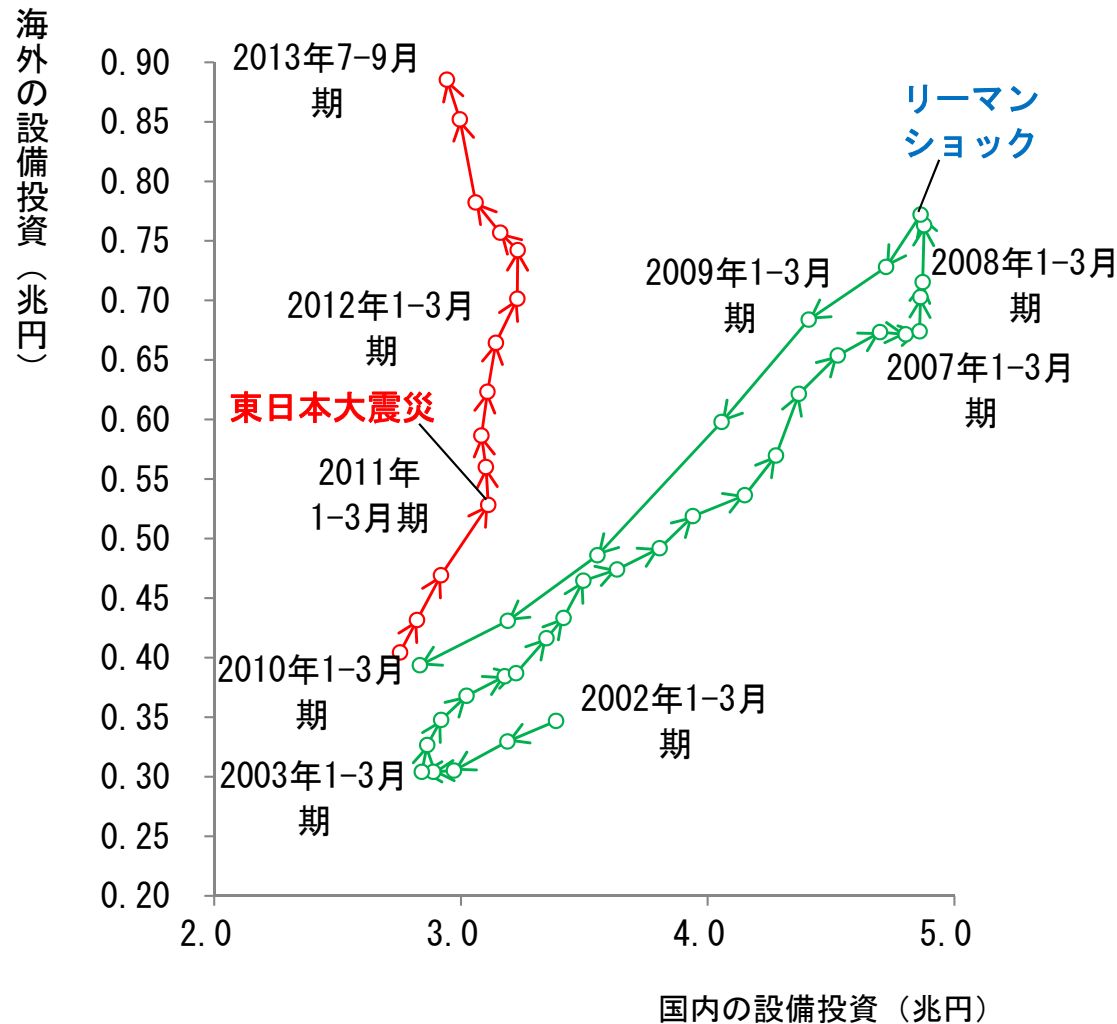
人口移動が収束しない場合において、2040年に若年女性が50%以上減少し、人口が1万人未満の市区町村(523)

(資料) 日本創生会議

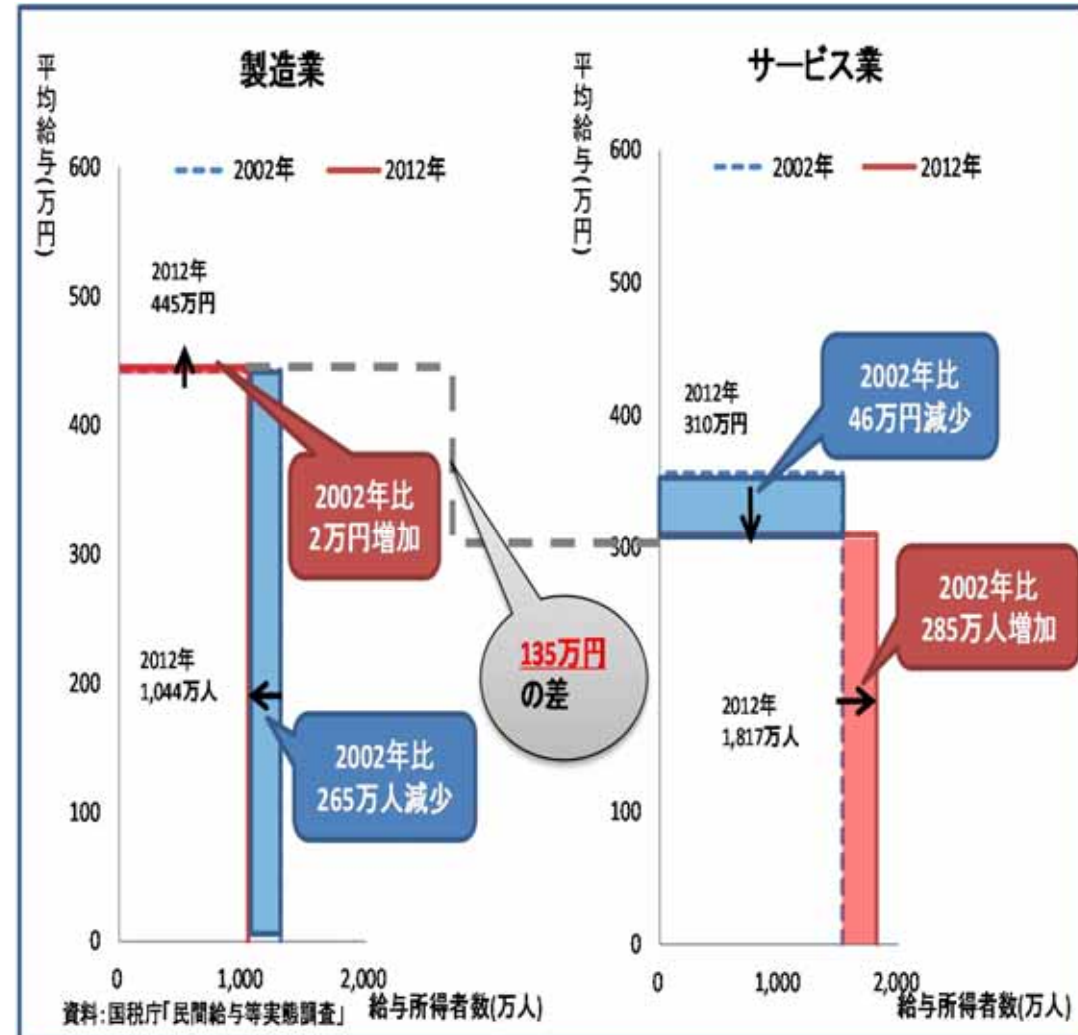
近年の日本経済の構造変化③－国際化、就業構造の変化－

- 製造業の**設備投資**は、リーマン・ショックまでは国内・海外ともに増加。リーマン・ショック後、景気は急激に落ち込み、国内投資・海外投資ともに減少。その後、2010年からの景気拡張局面では、国内投資は伸び悩むも、海外投資は着実に増加。
- この10年間で、**製造業**の給与所得者数は減少(265万人減)に対し、**サービス業**の給与所得者数は増加(285万人増)。一方、平均給与は、製造業は微増(2万円増)に対し、サービス業は大幅に減少(46万円減)。

国内外の設備投資の推移(製造業)



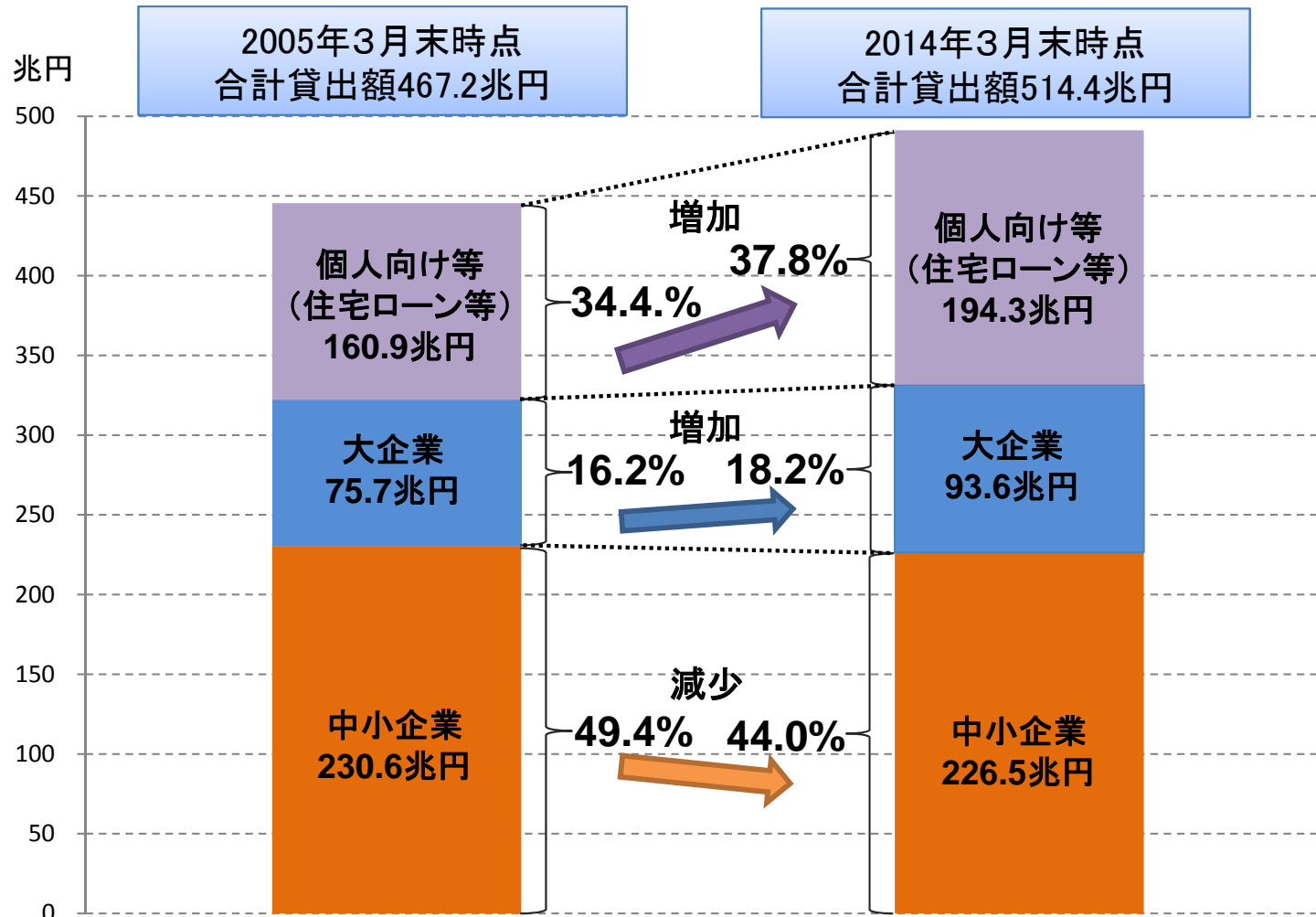
製造業とサービス業の平均給与と給与所得者数



中小企業向け金融の現状

- 民間金融機関による貸出額のうち、中小企業向け貸出は金額、割合ともに減少する一方、大企業向けや住宅ローン等個人向けの貸出は増加。
- 中小企業向け貸出額はここ10年で230.6兆円から226.5兆円に減少し、貸出し割合も49.4%から44.0%に減少傾向。
- 間接金融への依存度が高い中小企業にとって、中小企業金融の円滑化は重要な課題。

《民間金融機関》



《政府系金融機関》

【取引の現状（平成26年現在）】

日本政策金融公庫

(旧中小公庫、旧国民公庫)
 貸出残高： 12.6兆円
 貸出先： 98万者
 (うち、中小企業事業：5万者
 国民生活事業：93万者)

商工組合中央金庫

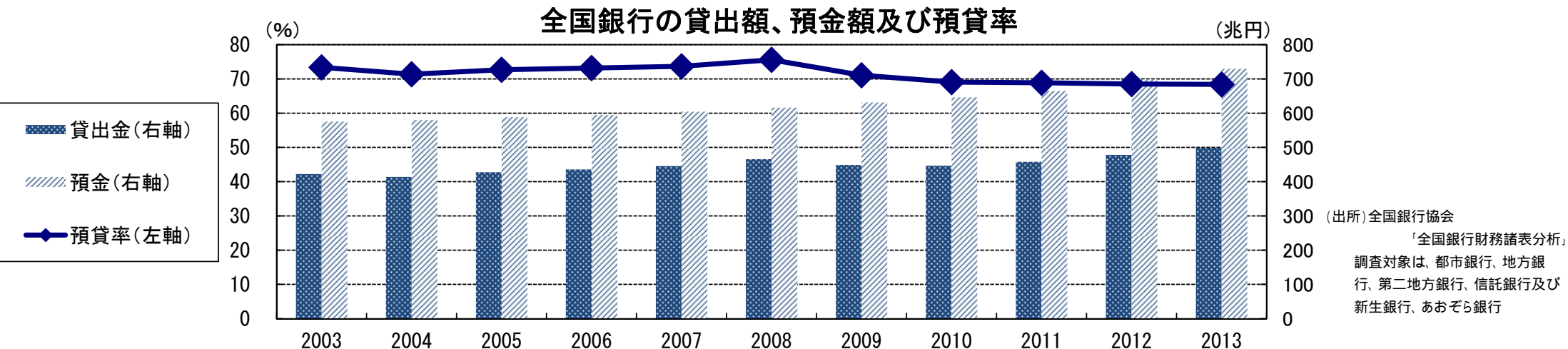
貸出残高： 9.5兆円
 貸出先： 7.5万者

信用保証協会

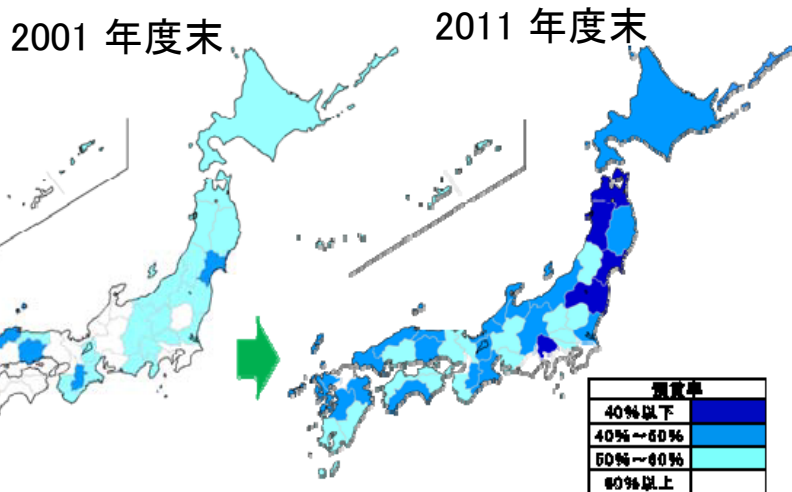
保証債務残高： 29.8兆円
 保証先： 146万者

預貸率と中小企業向け貸出の推移

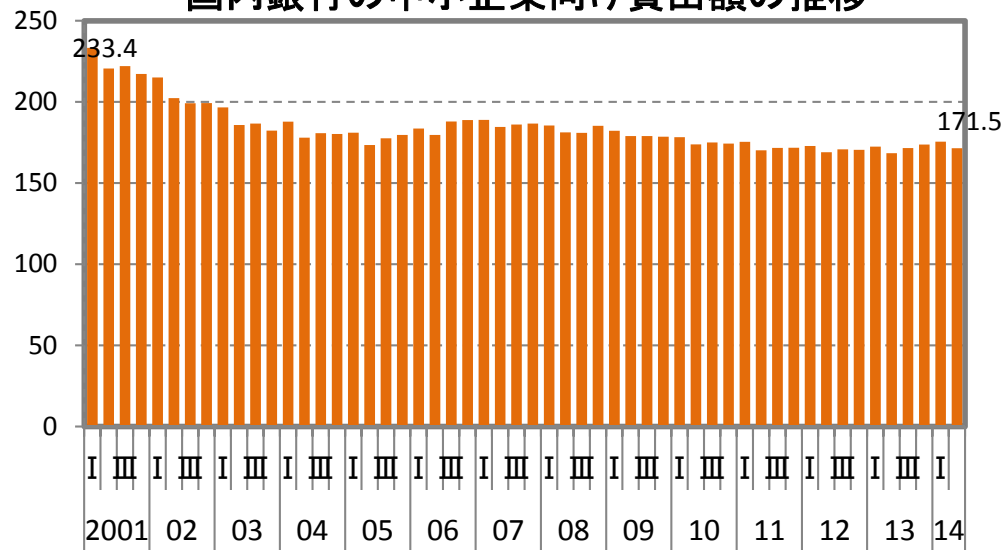
- 預貸率は低下。(特に地方圏における低下が顕著)。これは、預金の伸びの大きさが貸出の伸びの大きさを上回るのが一つの背景。
- 国内銀行の中小企業向けの貸出額は長期的に減少しているが、今後成長が見込まれるセクターに対しては、貸出額増加のポテンシャルがあるのではないか。



都道府県別の預貸率の変化



国内銀行の中小企業向け貸出額の推移

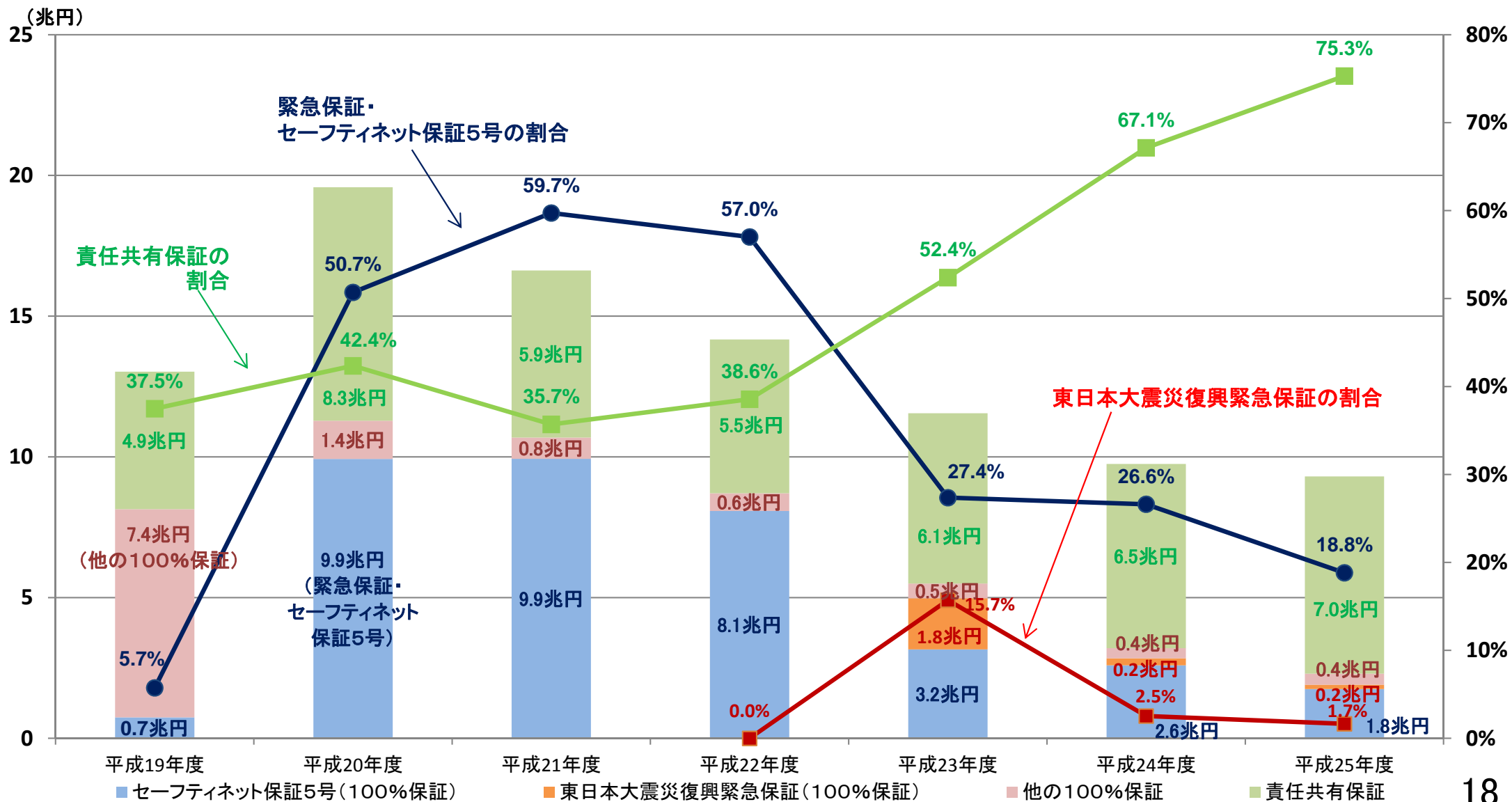


(出所) 日本銀行「預金・貸出関連統計」により作成。
調査対象は、国内銀行(都市銀行、地方銀行、第二地方銀行及び信託銀行)の銀行勘定、信託勘定及び海外店勘定の期末残高

(出所) 日本銀行作成。
(備考) 1. 大都市圏は本店所在地が南関東、東海、近畿の金融機関の合計。地方圏はそれ以外の地域の金融機関の合計。
2. 集計対象は地域銀行と信用金庫。左図の直近は2012年3月末。

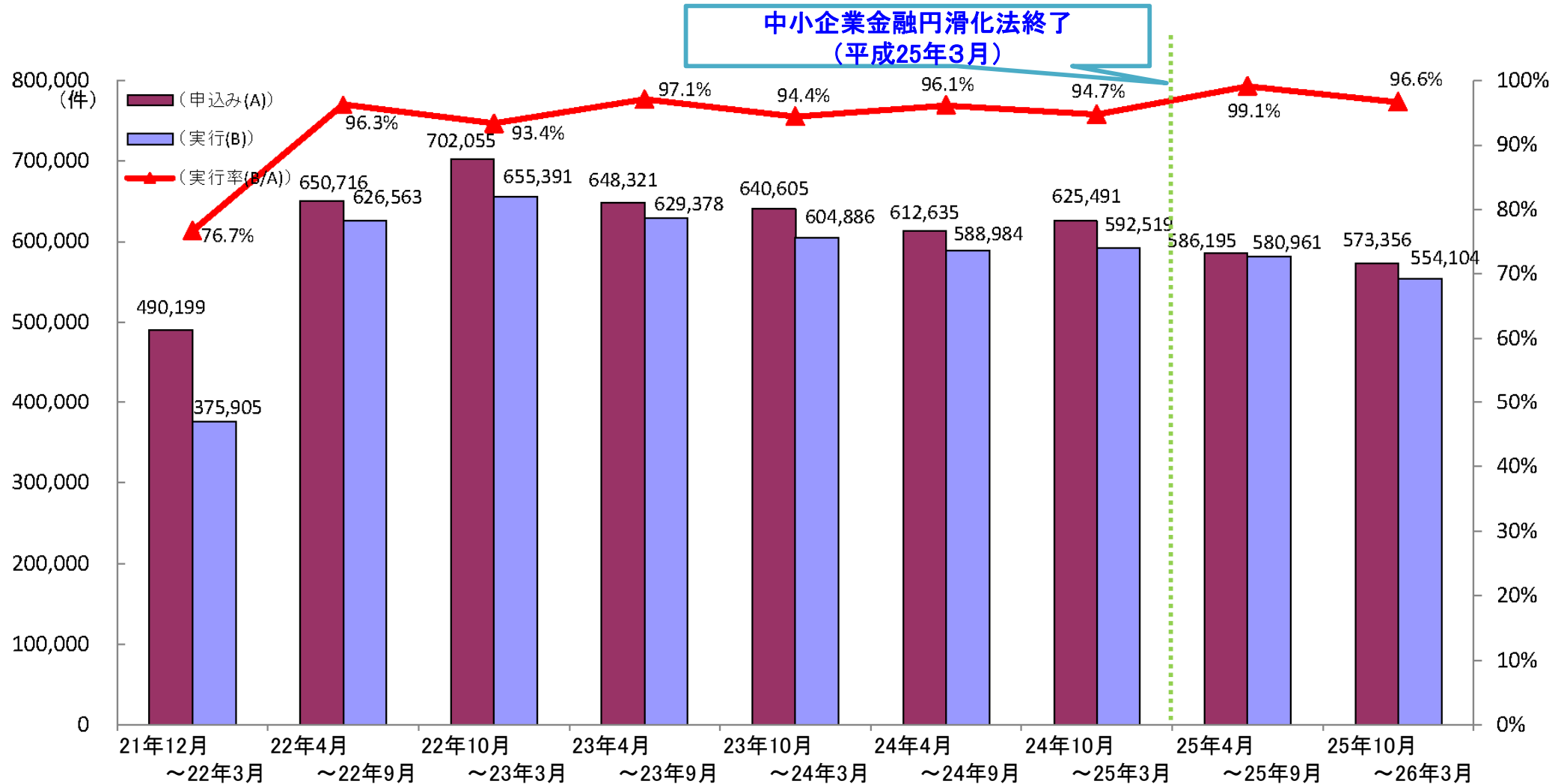
信用保証制度の活用

- 中小企業が民間金融機関から借入を行う際に、信用保証協会がその借入に保証を行うことにより、中小企業の信用力を補完する制度。
- 金融機関が20%のリスクを負担する責任共有制度の割合は平成25年度は約75%まで上昇。



民間金融機関の貸付条件の変更等の推移(中小企業向け)

- 直近の半年においても、リーマン・ショック後からの貸付条件変更先数の高水準状態が継続。
- 他方、この中にも、営業利益の改善を実現している事例もあり、そうした可能性のあるところには再生・成長に向けて、地域金融機関、支援機関あげてニューマネーの供給が必要ではないか。



- (備考) 1. 金融庁作成。上記には農林中央金庫を含む。件数は、貸付債権ベース。
 2. 実行率は、各期間における実行件数と申込件数から算出。
 3. 25年10月～26年3月の前年同期比は、申込み：91.7%、実行：93.5%
 4. 計数は現時点の速報値であり、今後の精査により変動しうる。

2. 中小企業・小規模事業者政策の 今後の展開

日本経済社会の構造的変化に対応した中小企業・小規模事業者政策

○日本経済の構造変化を踏まえ、それぞれの地域の活性化につながり、我が国の強みを更に活かす中小企業・小規模事業者政策を展開してきたところ。

日本経済の構造変化

・少子高齢化

・過疎化・都市一極集中

・国際競争の激化

政策の狙い

・それぞれの地域の活性化

・我が国の強みの発揮

現在の中小企業・小規模事業者施策

①被災地の復旧・復興

・中小企業等グループ補助金(国・県で3/4補助)

②消費税転嫁対策

・474名の転嫁Gメンによる監視・取締り

③小規模事業者に光を当てる

・小規模企業振興基本法の制定
・地域商店街の振興

④イノベーションの推進

・ものづくり・商業・サービス補助金
・創業支援

小規模企業振興基本計画を策定

今後の施策の展開

地域の中企業・小規模事業者活性化

・農業・観光といった地域独自の「地域資源」を活用したブランド化を促進

地域資源法を改正

創業・新陳代謝の促進

・創業間もない中小ベンチャー企業の政府調達への参入を促進

官公需法を改正

中小企業・小規模事業者政策の今後の展開(予算)①

1. 地域の中小企業・小規模事業者の活性化

- 地域産品のブランド力向上を図るために「中小企業地域資源活用促進法」を改正【臨時国会に法案提出済】

➤ ふるさと名物応援事業

- ・中小企業・小規模事業者による「ふるさと名物」の開発、販路開拓、マーケティング、地域ブランド化等、地域全体の付加価値向上に向けた取組を支援

➤ 中小企業・小規模事業者人材対策事業

- ・地域の中小企業・小規模事業者に対し、若者、シニアなど多様な人材の発掘・紹介・定着を一貫支援
- ・加えて、都市部において人材の発掘・紹介を行う「地域人材バンク拠点(仮称)」を新たに整備

2. 創業・第二創業等へのきめ細かな支援

- 中小・ベンチャー企業からの政府調達を強化すべく、官公需法を改正【臨時国会に法案提出済】

➤ 創業・第二創業促進補助金

- ・創業者(女性・NPO含む)に対する創業費用の補助に加え、新分野に挑戦する第二創業者に対し、新たに撤去費用等の廃業コストも支援

➤ 地域創業促進委託事業

- ・創業者向けや女性起業家向けの創業スクールに加え、新たに大学におけるモデル的な起業家教育講座や起業家との交流による小中学校向けの起業家教育の取組を支援

○地域の事業・雇用を担うNPO法人への信用保証制度の拡大

○小規模企業共済制度の見直し

中小企業・小規模事業者政策の今後の展開②

3. 小規模事業者支援策の強化

●小規模企業振興基本法に基づき基本計画を策定

- **小規模事業者対策推進事業 68.1億円(18.8億円)**
 - ・経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所の事業者支援、商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓支援、経営指導の運営支援を実施
- **小規模事業者等人材・支援人材育成事業 5.2億円(4.7億円)**
 - ・中核人材育成に向けたインターンシップなどの実践的な研修、商工会・商工会議所の経営指導員の研修を実施

4. 中小企業・小規模事業者のイノベーション推進

- **革新的ものづくり産業創出連携促進事業 112.0億円(新規)**
 - ・中小企業・小規模事業者が産学官連携により行う技術開発を支援
 - ・今般、特に、製品の付加価値を高めるため、特定ものづくり基盤技術に「デザイン」に関する分野を追加
 - ・これまでに中小ものづくり高度化法の認定を受けて製品を開発した事業者が、地域の中核企業等と連携して行う域外販路の構築に向けた取組を支援
- **商業・サービス競争力強化連携支援事業 9.9億円(新規)**
 - ・中小企業・小規模事業者が、産学官連携により行う新しいサービスモデルの開発のうち、特に地域産業の競争力強化につながるものと認められるものについて支援
- **企業取引情報等に基づく地域活性化事業 2.2億円(新規)**
 - ・企業取引情報等のビッグデータを活用して、地域活性化支援策の立案に役立てる

中小企業・小規模事業者政策の今後の展開(予算)③

5. 被災地の中小企業・小規模事業者対策に万全を期す

- 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(グループ補助金)
 - ・中小企業等グループが作成した計画に基づく施設復旧等を支援
 - ・従前の施設等の復旧では事業再開や継続、売上げ回復が困難な場合については、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組に対し支援
 - ・これまで、591グループ、2,970億円に交付
- 中小企業再生支援協議会事業
 - ・産業復興相談センターにおける相談や再生計画の策定を支援

6. 消費税転嫁対策等

- 消費税転嫁対策窓口相談等事業
 - ・消費税の円滑な転嫁のため、専門家派遣、講習会の開催、相談窓口の設置パンフレットの作成等を支援
- 消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業
 - ・消費税の円滑な転嫁のため、時限的に転嫁対策調査官(転嫁Gメン)を措置(474名)し、悉皆的書面調査を実施
- きめ細かな資金繰り支援
 - ・政策金融・信用保証制度により、中小企業・小規模事業者に対する資金供給の円滑化を図る

平成27年度中小企業税制改正のポイント

【外形標準課税の中小企業への適用は反対】

○外形標準課税は、

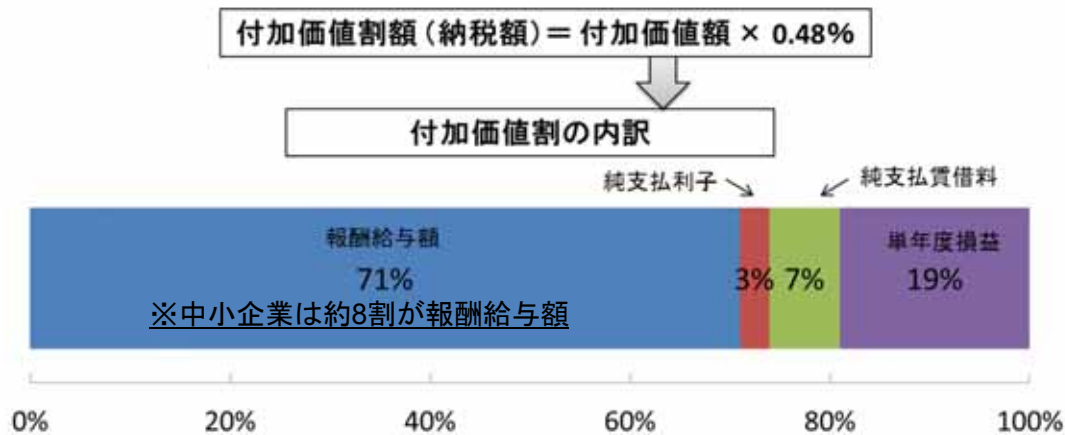
- ①課税対象の約8割が賃金であり、賃金課税そのものであること、
 - ②利益の薄い中小企業にとって、固定費的な負担の増加となるため、担税力の観点から問題があること、
- から、中小企業へ適用することは反対。

【事業承継のための税制措置】

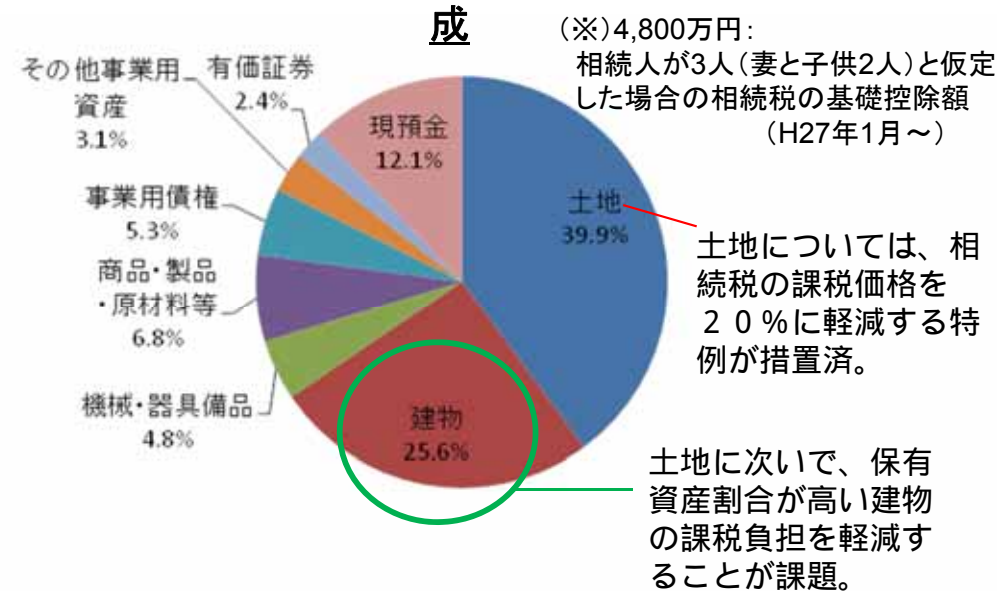
○これまで事業承継時の株式(会社)の贈与税・相続税の負担を軽減する措置(事業承継税制)を取り組んできたところ。

現下の課題は、個人事業者の課税負担の軽減。特に、個人事業者が保有する建物等の事業用資産について、事業承継時の課税負担を軽減する措置を創設するよう要望。

外形標準課税の対象の8割が賃金



純資産4,800万円(※)超の個人事業者が所有する事業用資産の構成



(出典) 中小企業庁委託調査(平成25年度)から、再編加工

(1) 中小企業・小規模事業者向け資金繰り支援・金融円滑化の要請

公的金融機関に対し、**中小企業等からの返済条件緩和要請等について、配慮することを要請する文書を発出。**

(2) 業界団体及び親事業者への要請文書の発出

各省関連の業界団体(計745団体)に対し、**原材料・エネルギーコスト増加分の価格転嫁に関する経済産業大臣名の要請文書(他省庁関連は両大臣連名)を発出済み。**

下請代金法上の**親事業者(約20万者)に対して取引適正化を要請する文書を発出済み。**

(3) 下請代金法の厳格な運用

下請代金法に基づく**立入検査時に原材料・エネルギーコスト増加分の価格転嫁を拒否していないか検査を強化。**原材料・エネルギーコスト増の影響が大きい業種のうち、**代表的な大企業約200社を選定し、年内の集中的な立入検査を実施。**年始以降も継続的に実施。

(4) 転嫁Gメンとの有機的な連携

消費税の転嫁状況の監視・取締りを行う**転嫁Gメンが立入検査を行う際、原材料・エネルギーコスト増加分の転嫁状況についても厳正に確認(違反があれば下請代金検査官が対処)。**

(5) 原材料・エネルギーコスト増に関する相談員の配置

中小企業・小規模事業者の相談を受ける**下請かけこみ寺に、原材料・エネルギーコスト増に関する相談員を配置。**

(6) 影響調査の実施

商工会・商工会議所・中央会を通じ、**原材料・エネルギーコスト増に係る調査を実施。**

(参考)「日本再興戦略」改訂2014(抜粋)①

6. 地域活性化・地域構造改革の実現／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

(平成26年6月24日閣議決定)

OKPIの主な進捗状況

- <KPI> 開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開・廃業率10%台(現状約5%)を目指す
⇒日本政策金融公庫国民生活事業の平成25年度第3四半期(4月～12月まで)の創業融資実績をみると、17,304企業(前年同期比114%)、1,343億円(前年同期比133%)と7年ぶりの高水準
- <KPI> 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす
⇒採算DIが2013年第3期から3期連続で上昇するなど、中小企業の経営状況が上向いている傾向は伺われる

新たに講ずべき具体的施策

(地域活性化／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新)

- ①地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する伴走支援プラットフォームの構築
- ②地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成
- ③ふるさと名物応援
- ④地域金融機関等による事業性を評価する融資の促進等
- ⑤若者・女性の創業促進を含めた中小企業・小規模事業者の新陳代謝

(地域の経済構造改革)

- ⑥総合的な政策推進体制の整備

(参考)「日本再興戦略」改訂2014(抜粋)②

新たに講ずべき具体的施策(中小企業庁関連部分抜粋)

②地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成

- ・マーケットインの発想に基づく産学官連携による製品開発を促進するため、中小ものづくり高度化法の対象技術にデザイン等を追加するなど支援制度を見直す。
- ・各地域に戦略産業を支える人材を根付かせるため、企業のOB等、高齢のUターン・Iターン・Jターン人材を含め、中小企業・小規模事業者の人材確保から定着まで一貫支援を行う「地域人材バンク」を創設する。
- ・中堅企業等の海外展開の促進に向けて、日本企業の海外事業拠点における販路開拓等のパッケージ支援をJETRO等関係機関を活用しつつ行う。

③ふるさと名物応援

- ・中小企業地域資源活用促進法を見直し、品質管理の徹底など消費者の購買意欲を喚起する仕組みを組み込みつつ、地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販路開拓を推進するとともに、観光(自然、文化、産業遺産等)や農林水産品など地域資源を活用して消費者を地域に呼び込むツーリズムを促進する。

④地域金融機関等による事業性を評価する融資の促進等

- ・地域金融機関等による「経営者保証に関するガイドライン」の活用を図る。また、これらを通じた金融機関における対応の進捗状況を踏まえつつ、信用保証について不断に制度の見直しを実施していく。

⑤若者・女性の創業促進を含めた中小企業・小規模事業者の新陳代謝

- ・日本政策金融公庫や「よろず支援拠点」、商工会・商工会議所、(独)中小企業基盤整備機構などの支援機関が総力をあげて①創業マインド向上の推進(ビジネスプランコンクール等)、②地域の相談体制の整備の促進、③創業者向けの円滑な資金供給の強化を進める。
- ・創業に伴う生活の不安定化の懸念を解消するため、求職活動中に創業の準備・検討を行う者に対する雇用保険給付の取扱いの明確化や、従業員として勤務したまま創業を可能とする兼業・副業・創業休職を促進する。また、官公需法を見直し、創業間もない企業(中小ベンチャー企業)の政府調達への参入を促進し、経営の支援や信用力の向上を行う。
- ・「次世代へのバトンタッチ」を促すため、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化等が進む中、事業承継を契機とした既存事業からの撤退と新事業展開(第二創業)の促進、後継者不在企業の事業売却(M&A)を円滑化するためのガイドラインの作成、事業引き継ぎ支援センターの拡充、商店街の空き店舗の活用やダウンサイジング等を進める。また、小規模事業者に対する金融支援を充実させるとともに、廃業時のセーフティネット・事業承継支援機能を拡充するため、中小企業基盤整備機構が運営する小規模企業共済制度を見直しとともに、中小企業支援機関の支援機能の強化を行う。

3. 地域の中小企業・小規模事業者の活性化

各地域の特性を踏まえた地域主導の産業振興政策を進める

1. 産業構造と地理的広がり

地域の雇用を支える産業は、自動車産業のようなグローバルな取引や広域なネットワークで支えられているもの(グローバル産業)や、商業小売や公共交通機関のようにローカルな商圈により支えられているもの(ローカル産業)など、産業毎に取引関係の地理的広がり異なる。

2. 地域主導の産業振興政策の推進

このため、それぞれの経済圏の活性化のためには、人口の大小のみならず、地域特性(自然環境、歴史等)、産業構造など、各地域が自らの特性を踏まえて、それに適した産業振興政策を進めていくことが重要。

<参考> 地域経済分析システムの活用

○帝国データバンク等が保有する膨大な企業間取引データ(70万社、470万取引)等を活用し、地域経済を支える「コネクターハブ企業(地域中核企業)」及びその取引先企業との取引関係や産業別のサプライチェーンや産業構造を、空間的かつ時系列で定量的に把握できる「地域経済分析システム」を援用し、地域活性化政策の立案の参考とすることが可能に。

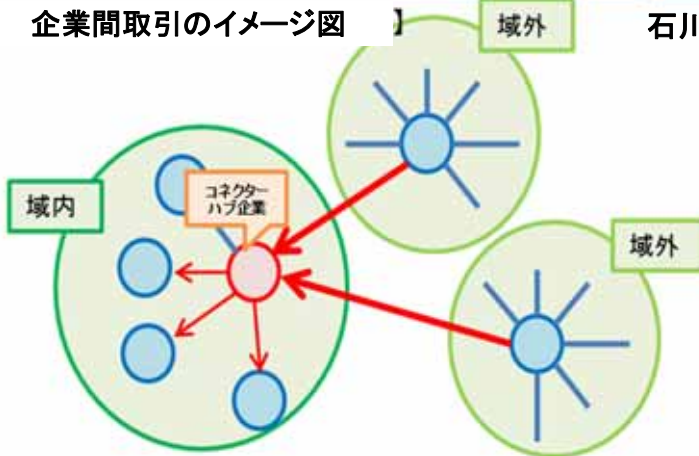
① 産業構造・サプライチェーン

各地域の産業集積状況
企業間取引関係(広域含む)の把握
地域中核企業

② 経済環境の変化 (人口等)

- (1) 企業の取引構造と地域経済環境が相互に与える影響を把握
- (2) 他の自治体と比較することにより自らの強み・弱みの確認
- (3) 客観的なデータに基づく政策意思決定

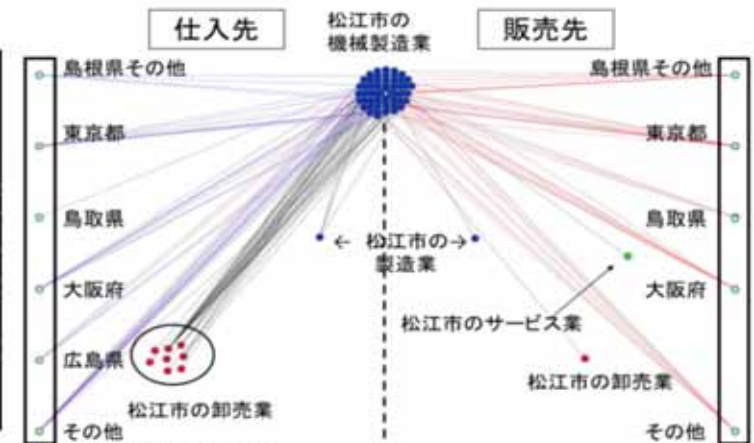
企業間取引のイメージ図



石川県・福井県の産業別花火図(繊維工業)



機械製造業に着目した松江市の全産業花火図



資料：(株)帝国データバンク調べ

地域の産業特性に応じて対応・支援する。 分野別の現状と課題

<原則> 地域が「自らの特性」を踏まえ立案した戦略に対し、各省庁はワンストップ支援。その際、カネだけでなくヒトとチエを流し込む。

①サービス産業 地方圏の6～7割がサービス産業に従事。特に、卸・小売、飲食・宿泊、医療・福祉サービスの割合が高く、大都市圏に比べ生産性が低い。地方の人口減による需要の減少・偏在と生産年齢人口減少の中での人手不足も見据えた「生産性向上」が重要。

【目標】 IT活用、経営人材育成、女性の活躍推進等を進め、サービス産業の労働生産性(0.8%)の伸びを米国並みの年率2%まで向上

②地域資源 「農林水産品」、「伝統工芸品」等の地域資源の活用は地域活性化の切り札。しかしながら個社の事業にとどまっており、市場への訴求力、地域経済への波及効果も限定的。地域をあげた地域ブランド化及び海外も含めた販路開拓が重要。

【目標】 地域ぐるみで取組の旗振り役として、5年間で1000市町村による「ふるさと名物応援宣言」を目指す

③製造業 生産拠点の海外展開が進む中、地域の産業集積は地盤沈下。優れた技術を有する中堅・中小企業を地域の新たな牽引役として「需要開拓」と「技術革新」の面で強力に支援。

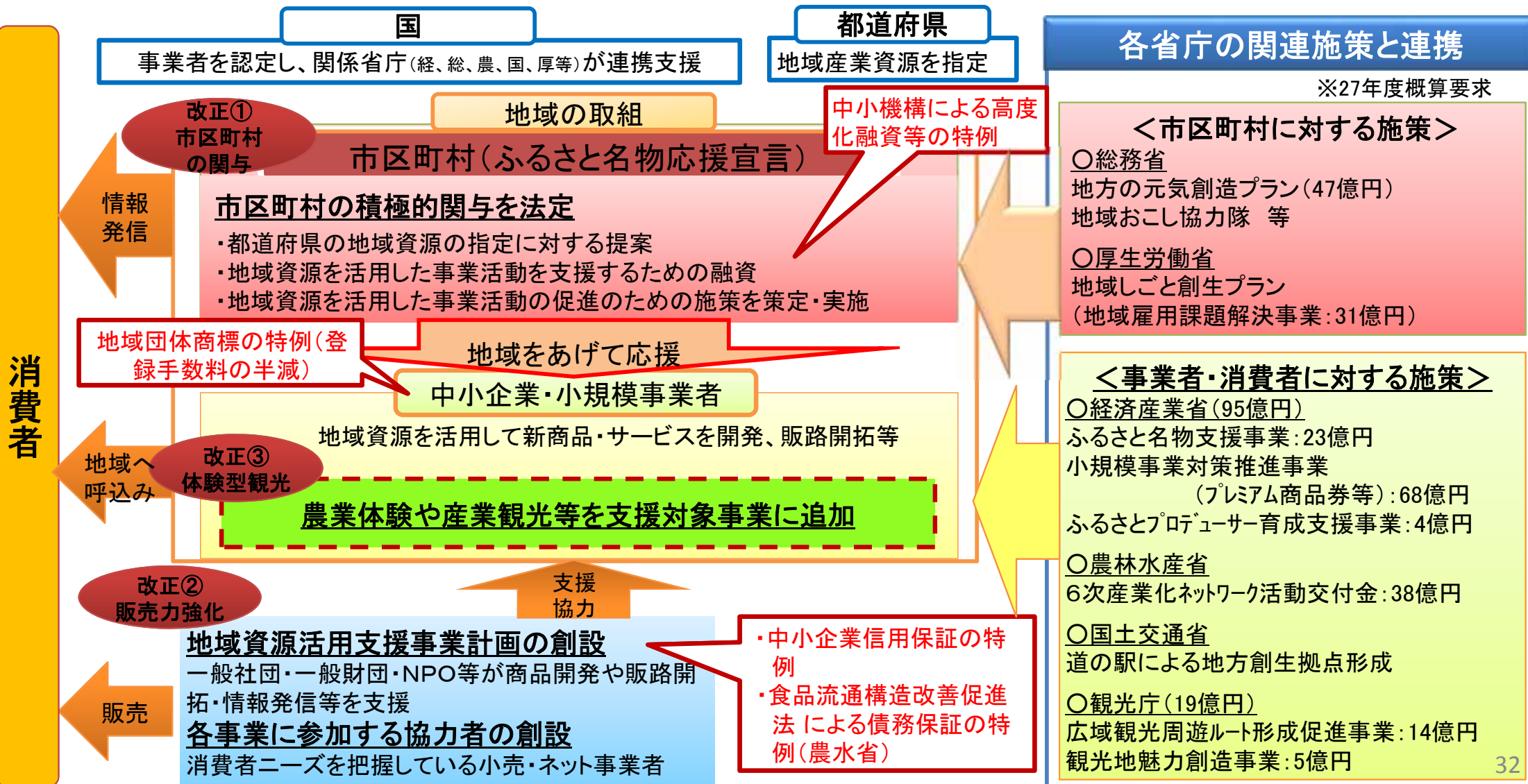
【目標】 全国で5年で100社以上の地域経済を牽引する地域中核企業、地域発GNT企業を創出、成長させる

④創業・ベンチャー 多くの雇用を産み出し、経済成長のエンジンとなるのはベンチャー企業。また、地方の課題解決の重要な担い手。新陳代謝が少ない地方においては、第二創業・ベンチャーの発掘・育成が重要。

【目標】 ベンチャー企業が稼ぐ付加価値を10年間で2倍に(8.6兆円(2011年)を17.2兆円(2021年))
また、開廃業率(現在、4.5%)を欧米並み(10%)に

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正案の概要

- 現行法(平成19年制定)は、「地域産業資源」(地域の特産物として認識されている「農林水産物、鉱工業品、観光資源」)を都道府県が指定(約14,000件)し、これらを活用した中小企業の事業計画を国が認定して支援(認定件数は1,234件)。
- これまでは、殆どが個社の取組で地域経済への波及も限定的、売上も少額。「地域全体での取組」と「販路開拓」が課題。
- 地域産業資源を活かした「ふるさと名物」をテコに地域活性化を図るため、
 - ①市区町村が「ふるさと名物応援宣言」するなど積極的な関与により地域ぐるみの取組を促進するとともに、
 - ②小売・ネット業者等との連携、
 - ③体験型観光への支援追加により消費者嗜好に合った商品開発・販路開拓等を促進。



「ふるさと名物」による地域活性化の事例

多様な関係者が連携し、地域資源を活かして地域ブランド化を図り、地域活性化に取り組んでいる事例

ゆず加工品で年商30億円 (高知県馬路村)

- ・人口1000人弱の山村。
- ・林業が衰退する中、農協の組合長が中心となり、ゆず加工品を開発。
- ・テレビCM(村が半額補助)で、村の知名度も上がり、年商30億円、雇用100人創出



ゆず



ゆずドリンク
「ごっくん馬路村」



「亀田の柿の種」



テレビCMで
村も有名に

有名デザイナーと組んで産地ブランド化

(愛媛県今治市)

- ・安価な海外製品との競争で産地は疲弊。
- ・工業組合がデザイナー佐藤可土和をディレクターに起用し、国内外にPRし、ブランド化に成功。
- ・最近では、「今治タオル」の工房館で産業観光。

※今治のタオルメーカーは現在約120社、従業員数は約2,500人



佐藤可土和のデザインしたロゴマーク



市がワイン普及を支援、観光にも利用

(山梨県甲州市)

- ・国、県、市の支援の下、組合、事業者が「甲州ワイン」のブランド化に取り組み、海外展開を実現。
- ・市は「原産地呼称ワイン認証制度」や「ワイン原料用甲州種ぶどう栽培奨励補助金」などで支援。
- ・ワインをテーマとした観光商品にも展開。



甲州ワイン



ブドウ踏み体験



ゴール後にワインが提供される
「甲州フルーツマラソン大会」

大手百貨店への販売で高級栗ブランド化

(熊本県山江村)

- ・リーマンショックで会社を整理した若手経営者が山江利平栗の再ブランド化を目指して創業。
- ・高級路線を打ち出し、東京の百貨店や有名レストランにも販売。JR九州の「ななつ星」にも採用。
- ・山江利平栗の単価も250円/kgから620円/kgに上昇。



←渋皮煮5粒入りを1万円
で販売

「ななつ星」のスイーツと
しても採用 →



商店街における子育て支援事業(商店街まちづくり事業)の事例

<事業概要>

- 商店街等が空き店舗等を活用して実施する保育所等の子育て支援事業であり、かつ商店街の活性化に効果のある事業を支援。

<例>

児童福祉法に規定する保育所や保育施設を整備し、商店街と連携して園児に対する体験活動の機会の提供等を行うことにより、地域の子どもを持つ家庭が安心して生活できる環境を提供し、持続可能な商店街事業として確立していく。

また、園児送迎のついでに買い物をする保護者も多くなり、利用者の増加や商店街の活性化につながる。

(補助対象経費:施設整備費、内装・設備・施工工事費、空き店舗改造費等)



商店街における御用聞き事業(商店街まちづくり事業)の事例

<例1>

- ニーズの高い生鮮品・食料品の出張販売を実施するとともに、地域住民の利便性を配慮し、電話による注文を受け付け、次回販売時に持参するなどの対応により売上を伸ばし持続可能な新たな商店街事業として確立していく。

(補助対象経費:車両購入費、内装・設備・施工工事費)



<例2>

- カタログから商品を選んでもらい、電話注文と携帯メール注文で希望日に届ける宅配業務と、荷物の持ち運びも手伝う送迎や買い物代行を行っている。商店街を含むエリア周辺を事業実施範囲として、商品1つからでも宅配を行い、どんな内容でも可能な範囲で支援するとともに、御用聞きの役割も担っている。

(補助対象経費:車両購入費)



<例3>

- 自転車を利用して商店街で買った商品を自宅へ宅配するサービスを実施。宅配拠点は商店街の組合事務所を利用している。

(補助対象経費:車両購入費、内装・設備・施工工事費)



NPOなど新たな事業・雇用の担い手に関する研究会の中間論点整理案の概要

背景

- 地域において、事業活動的な手法を用いながら、社会課題の解決など身近なサービス提供を行うNPOの存在感が増している。
- 欧米では、NPOセクターが多くの有給雇用を生み出しており、日本でも潜在的に地域経済の主体として成長する可能性あり。

中小企業政策におけるNPOの位置づけ

【現状】

- 中小企業と連携して事業を行うNPOや、中小企業を支援するNPO等を中小企業政策の対象と位置付ける。
- NPOそのものについて中小企業政策の支援の対象とはしていない。

【今後】

- ビジネス手法を活用して地域課題の解決を図る事業活動を行うNPO法人について、中小企業と同等とみなし、中小企業政策の対象とすることについて検討を深化させる。

※ 支援対象とするNPOの要件としては、(1)特定非営利活動で継続した収益事業(課税事業かつ自主事業)を行っていること、(2)収益事業からの収益により雇用を創出していること (3)多様な主体と連携し、地域の課題解決や活性化に繋がる活動を行っていること(4)市場の競争において有利となる税制上の恩典を有していないこと、等をベースに今後、検討を深めていくこととしているところ。

中小企業と同等とみなせる事業型NPO法人に対し、以下の支援を検討

(1)資金面

- 融資・支援を行うための評価基準の策定
- 信用保証制度の適用
- クラウドファンディングなど新たな資金調達手法の拡大 等

(2)人材面

- 創業補助金の対象拡大
- インターンシップや人材バンクの活用
- プロボノ、大企業との連携の促す仕組みの形成 等

(3)支援面

- 商工会・商工会議所等、中小企業支援機関による支援
- マル経融資の適用
- 中小企業支援機関に対するNPO法人支援に係るスキル・ノウハウの習得支援 等

(4)組織面

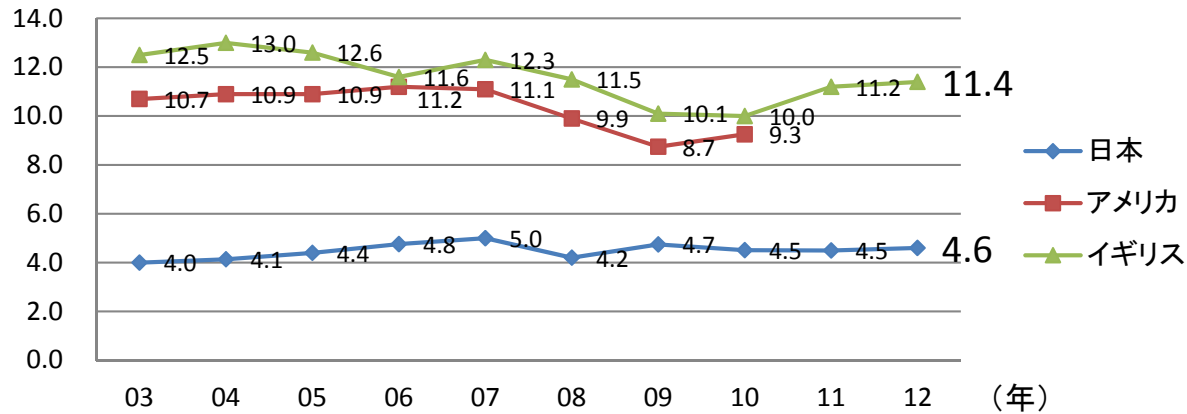
- 創業支援における、法人形態、営利・非営利についての周知

4. 創業・新陳代謝

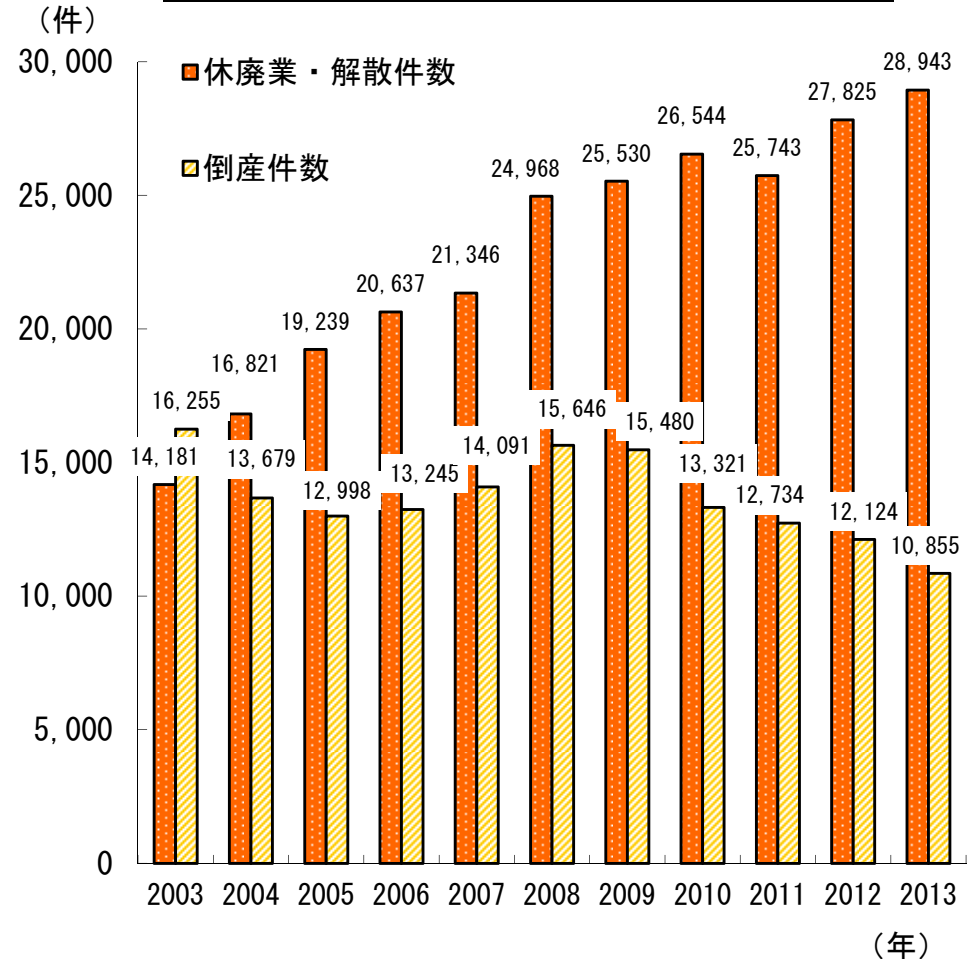
日本の開廃業率の現状

- 日本の開廃業率は米英に比べ低迷しており、5%以下。
- 近年、経営者の高齢化等を背景として休廃業・解散件数が増加。

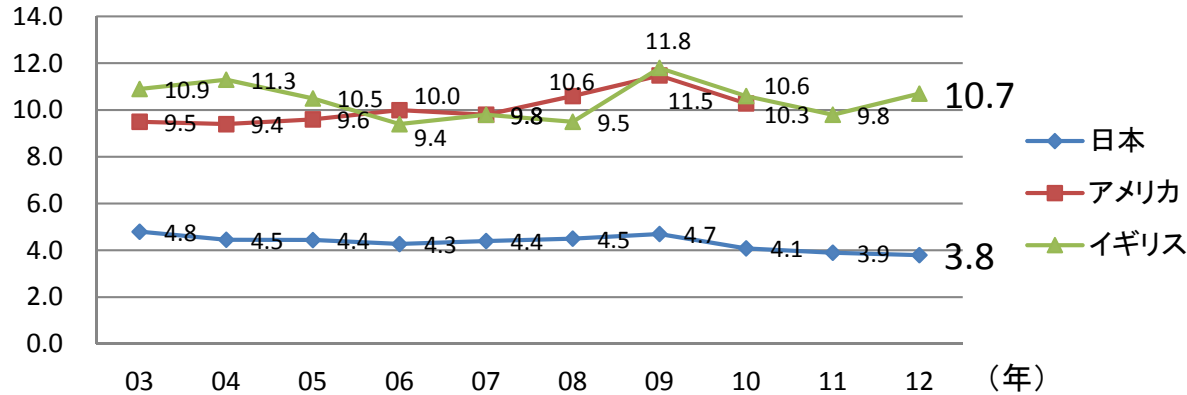
(%) 我が国の開業率の推移（諸外国との比較）



(件) 休廃業・解散、倒産件数の推移



(%) 我が国の廃業率の推移（諸外国との比較）



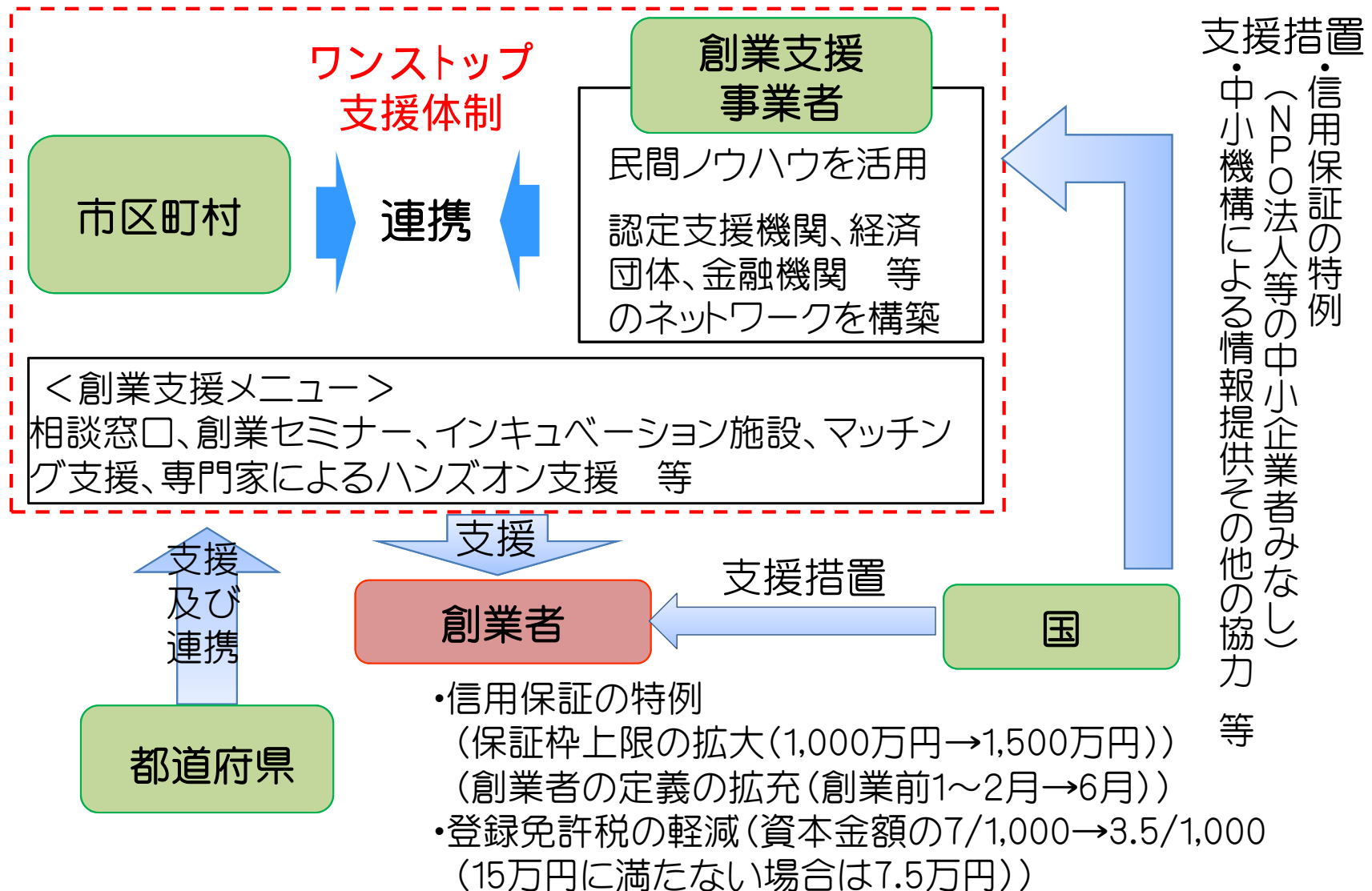
資料：日本：厚生労働省「雇用保険事業年報」（年度ベース）（※）
 アメリカ：U.S. Small Business Administration「The Small Business Economy(2012)」
 イギリス：Office for National Statistics「Business Demography(2011)」

資料：東京商工リサーチ調べ

※保険関係が成立している事業所の設立・消滅について集計

産業競争力強化法に基づく創業支援の強化

- 民間ノウハウを活用したワンストップ創業支援体制を創業者の身近に整備。市区町村が民間の創業支援事業者と連携して、創業前から創業後まで一貫して支援する取組に対し、国も関係省庁が連携して全面的にサポート。
- これまでに213計画(234市区町)を認定。福井県では福井市、鯖江市、越前市を認定。



官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正案の概要

○創業間もない中小企業は、優れた商品・サービスを有していても一般に実績がなく、販路の拡大が課題。
そのため、官公需(約8兆円)において実績を得ることは、その後の市場の確保、信用向上に極めて有効。

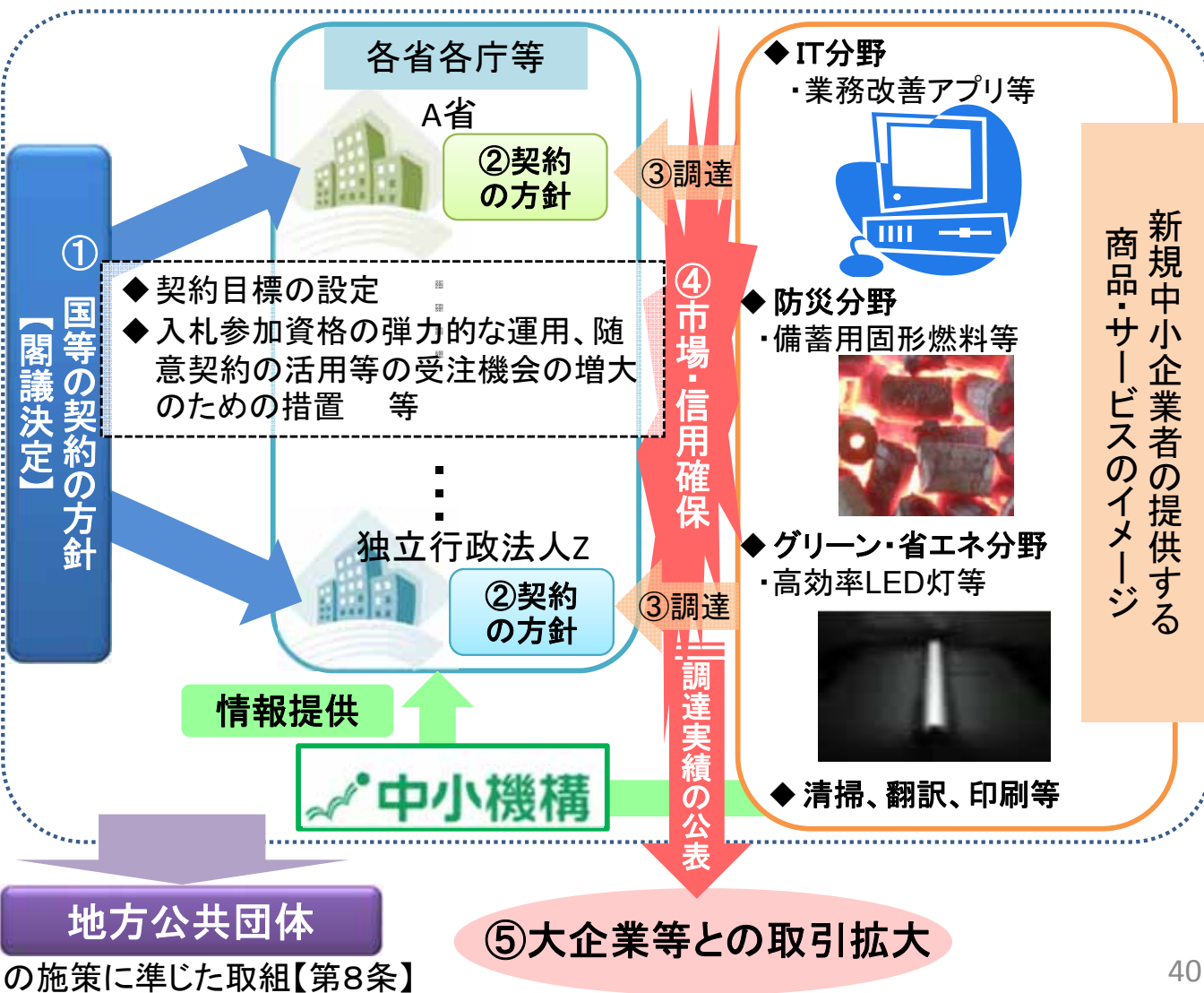
○一方、官公需においても、実績のない企業はそもそも発注者(国等)に知られる機会が少なく、また企業の信用が十分でないとの理由から発注者に敬遠される傾向にあり、受注機会が限られている。



官公需における中小企業の受注機会の確保を図ることを目的とする官公需法を改正し、創業間もない中小企業について受注機会の増大を図ることが肝要。

改正の概要(現行法への追加事項)

- (1) 新規中小企業者(創業10年未満の中小企業者)への配慮
【第2条、第3条】
- (2) 国等の契約方針(基本方針)の策定
【第4条】
- (3) 各省各庁等の契約方針の策定
【第5条】
- (4) 契約実績の概要公表
【第6条】
- (5) (独)中小機構の情報提供
【第9条】



※平成26年度の国等の契約方針では、中小企業・小規模事業者向け契約目標額を4.4兆円、同契約目標率を、過去最高の56.7%とした。

◆国の施策に準じた取組【第8条】

現行の事業承継税制の全体像

○事業承継税制とは、後継者が、経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を現経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される特例制度である。

制度概要

経済産業大臣の認定件数 : 相続 589件
贈与 307件

(平成20年10月～平成26年8月末)

相続税の納税猶予制度

○後継者が納付すべき相続税のうち、相続により取得した非上場株式等(注)に係る課税価額の80%に対応する額が納税猶予される。

(注)相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

贈与税の納税猶予制度

○後継者が納付すべき贈与税のうち、贈与により取得した非上場株式等(注)に係る課税価額の全額に対応する額が納税猶予される。

(注)贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

○相続税・贈与税の申告期限から5年間は、以下のような要件を満たして事業を継続することが必要。

- ①雇用の8割以上を毎年維持 **【改正後】雇用の8割以上を5年間平均で維持**
- ②後継者が代表を継続
- ③先代経営者が役員(有給)を退任 (贈与税) **【改正後】先代経営者が代表者を退任**
- ④対象株式を継続して保有
- ⑤上場会社、資産管理会社、風俗関連事業を行う会社に該当しないこと 等

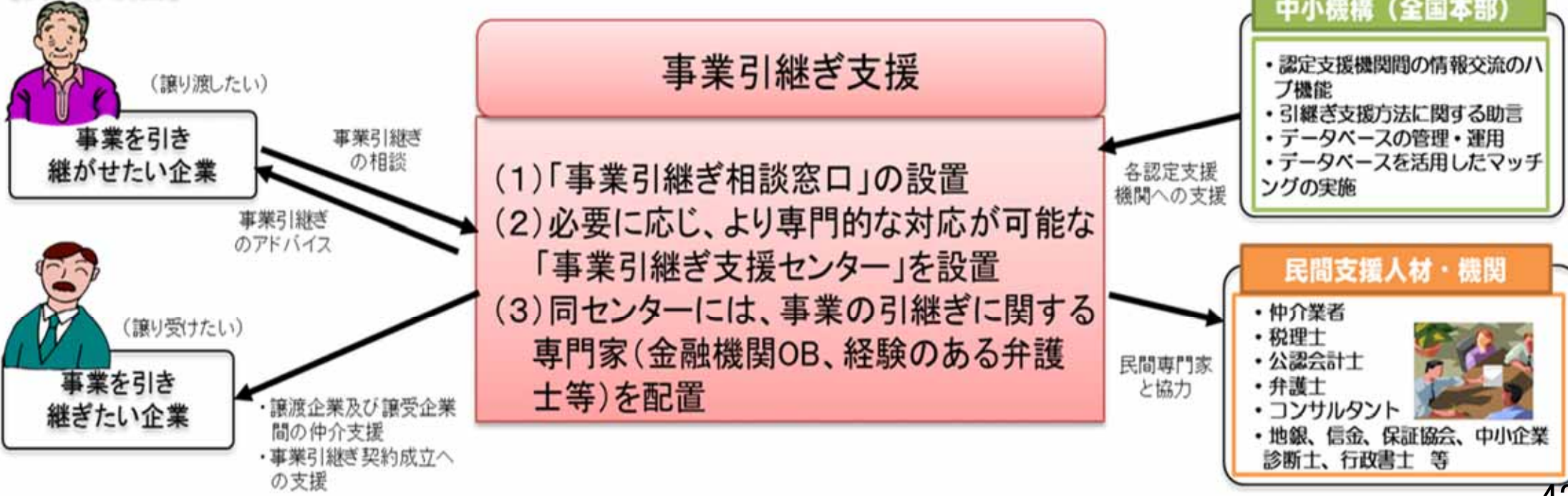
事業引継ぎ支援事業

- 47都道府県に、事業引継ぎ等に関する情報提供・助言等を行う「事業引継ぎ相談窓口」(*1)を設置。
さらに、事業引継ぎ支援の需要が多く、支援体制が整った地域に、「事業引継ぎ支援センター」(*2)を設置し、事業引継ぎに関するより専門的な支援を実施。
- 今年度より地域をまたがる広域的なM&Aマッチングの強化等を図るために、(独)中小企業基盤整備機構に「全国本部」を設置し、「事業引継ぎ相談窓口」及び「事業引継ぎ支援センター」に指導、助言等の支援業務を実施。

(*1)「事業引継ぎ相談窓口」
「事業引継ぎ相談窓口」では、事業引継ぎを行う上での課題など、様々な中小企業の経営上の課題に窓口相談員が原則として無料に対応し、課題を解決するための支援施策や支援機関の紹介、情報提供等を行う。

(*2)「事業引継ぎ支援センター」
「事業引継ぎ支援センター」では、事業引継ぎに関する専門家(金融機関OB、経験のある弁護士等)が、事業引継ぎを希望する企業間の仲介及び事業引継ぎ契約の成立に向けた支援等を行う。事業引継ぎ支援センターは北海道、宮城、秋田、栃木、東京、長野、静岡、愛知、三重、大阪、岡山、広島、香川、愛媛、福岡、沖縄の全国計16箇所に設置。

【支援体制図】



経営者保証に関するガイドラインのポイント(平成26年2月1日より適用開始)

経営者による個人保証(経営者保証)には、経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある。一方、思い切った事業展開や、早期事業再生を阻害する要因となっていることを受け、これらの課題の解決策として、「経営者保証に関するガイドライン」を策定。

ガイドラインの概要

経営者保証を契約する時点における対応

《経営者が個人保証契約を締結せずに融資を受けるための要件等》

- 経営者が個人保証契約を締結せずに融資を受けるためには、金融機関が法人のみの事業・資産を見て、融資判断できる状況であることが必要。
- 具体的には、金融機関は、以下①～④の全部または一部を満たす中小企業に対して、要件の充足度合いに応じ、経営者保証を求めないことや保証機能の代替手法(停止条件付保証契約※等)の活用を検討。

- ① 法人と経営者が明確に区分・分離されていること
- ② 法人の資産・収益で借入返済が可能であること
- ③ 適時適切に財務情報が開示されていること
- ④ 内部又は外部からのガバナンスの強化により①～③を将来に亘って充足する体制が整備されていること

※停止条件付保証契約とは、中小企業が特約条項(定期的な財務情報の提出義務、他の金融機関に対する担保提供の制限など)に違反しない限り保証債務の効力が発生しない旨の契約。

経営者保証が履行される時点における対応

《保証履行後も保証人の手元に残る資産等》

1. 破産時の自由財産(99万円)は、原則として経営者の手元に残る。
2. 金融機関は、事業再生等の早期着手により法人からの回収見込額が増加する場合、自由財産に加えて「一定期間の生活費(雇用保険の考え方を参考に、年齢等に応じて約100万円～360万円)」を経営者に残すことを検討。
3. 金融機関は、「華美でない自宅」について、経営者の収入に見合った分割弁済をする等により、経営者が自宅に住み続けられるよう検討。
4. 保証債務履行時点の資産で返済し切れない保証債務の残額は、原則として免除する。

小規模企業共済制度の概要

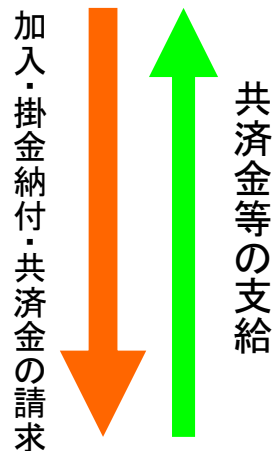
○制度の目的:小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、小規模企業者の事業の廃止等について、その拠出による共済制度を確立することによって、小規模企業者の福祉の増進と小規模企業者の振興に寄与すること。(いわゆる小規模企業者のための退職金制度)

○根拠 :小規模企業共済法(昭和40年6月1日 法律第102号)

- 加入資格 : 小規模企業の個人事業主、共同経営者又は会社役員
- 制度開始 : 昭和40年12月
- 在籍者数 : 122.6万人(平成26年3月末現在)
- 共済金等支給額: 5,780億円(平成25年度)
- 運用資産総額 : 8兆3,344億円(平成25年度末現在)

小規模企業者(共済契約者)

- 掛金 :
月額1,000円~70,000円
- 予定利率 : 1.0%



(独)中小企業基盤整備機構

※納付された掛金及びこの運用益は全額を共済金又は解約手当金に充て、制度運営に係る事務経費は国の一般会計から手当て

小規模企業共済制度の共済事由

- 個人事業主の事業廃止(死亡を含む)
- 共同経営者の事業廃止(個人事業の廃止に伴うもの)(死亡を含む)
- 会社解散により役員を辞めたとき
- 役員(取締役)の疾病、負傷による退職(死亡を含む) など

小規模企業共済契約者に対する貸付制度

- 共済契約者が納付した掛金の範囲内で、事業資金等の貸付を実施
- 一般貸付
 - 傷病災害時貸付
 - 創業転業時・新規事業展開等貸付
 - 福祉対応貸付
 - 緊急経営安定貸付
 - 事業承継貸付

**5. 小規模事業者に光を当てる
～小規模企業振興基本法・基本計画等～**

小規模企業振興基本法の概要

①「成長発展」のみならず、「事業の持続的発展」を積極的に評価することを基本原則として位置づける（第3条）

②政策の継続性・一貫性を担保するための基本計画（5年間）を政府が策定（第13条）

③今後の小規模企業基本的施策の柱を定める（第14条～第21条）

1. 顧客との関係：信頼関係を活かし多様な需要を掘り起こす（第14条、第15条）

・消費の成熟化・国際的な価格競争の中で、顔の見える関係を活かしたニッチな需要の開拓を推進する。

2. 事業者自身のあり方：多様な「個」の能力を活かす（第16条、第17条）

・労働力人口の減少の中で、多様な個人の力を活かすよう人材の確保・育成を進める。

3. 地域との関係：連携を強化し地域を活性化する（第18条、第19条）

・人口減少、地域の活力の減退の中で、地域活性化に資する事業を推進する。

4. 総力をあげた支援体制を構築する（第20条、第21条）

・334万の小規模事業者に施策を届けるため、国の関係省庁、地方公共団体、支援機関等の適切な役割分担・連携を定める。

・施策の活用を促進するため、手続きを簡素化・合理化する。

小規模企業振興基本計画のポイント①

はじめに

基本計画を実効あるものとして総合的に展開していくため、以下の措置を講じる

- ・ 関係省庁、地方公共団体、支援機関等がそれぞれ4つの目標の達成状況を把握
- ・ 毎年度、講じた施策・講じようとする施策等について、年次報告（小規模企業白書）により、広く公表
- ・ 施策の効果を検証し、見直しを図るPDCAサイクルを構築し、5年間の計画期間において、毎年度実践

現状認識と基本的考え方

- ・ 人口減少・高齢化、国内外の競争の激化、地域経済の低迷等の構造変化の進展
このような変化の中、事業を継続するためにも相当な努力が必要
「成長発展」のみならず、「事業の持続的発展」を原則とした政策体系の必要性

4つの目標

1. 需要を見据えた経営の促進 : 顔の見える信頼関係をより積極的に活用した需要の創造・掘り起こし
2. 新陳代謝の促進 : 多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出
3. 地域経済に資する事業活動の推進 : 地域のブランド化・にぎわいの創出
4. 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備 : 事業者の課題を自らの課題と捉えたきめ細かな対応

小規模企業振興基本計画のポイント②

10の重点施策

1. 需要を見据えた経営の促進

(1) ビジネスプラン等に基づく経営の推進

- ・明確なビジョンに基づいたビジネスプラン等に基づく経営を促進。

(2) 需要開拓に向けた支援

- ・商談会・展示会等の開催、アンテナショップ等拠点の整備やITの活用を促進し、国内外の需要開拓を促進。
- ・小規模企業の政府調達参入を促進。

(3) 新事業展開や高付加価値化の支援

- ・需要に応じた新商品・サービスの開発等、新たなアイデア・技術の事業化等の取組や、第二創業等の挑戦的な取組の促進。

2. 新陳代謝の促進

(4) 起業・創業支援

- ・産業競争力強化法に基づく創業支援体制を整備し、女性・若者・シニア等の起業・創業を推進。
- ・中長期的な観点から、創業を応援する社会づくり、起業・創業に関する教育や先輩経営者の実例を学ぶ機会の提供。

(5) 事業承継・円滑な事業廃止

- ・事業承継に関する制度の整備・活用、小規模企業と事業引継ぎ希望者とのマッチングや人材育成の促進、新たな事業展開に挑戦する後継者への支援。
- ・小規模企業共済制度の整備・活用、経営者保証に関するガイドラインを踏まえた融資の促進、円滑な廃業・事業承継・再チャレンジに向けた環境整備。

(6) 人材の確保・育成

- ・中小企業大学校等も活用し、経営者・従業員の知識、技能、管理能力の向上を図る研修の推進。
- ・小規模企業の魅力発信、女性・若者・シニア等多様な人材と小規模企業とのマッチングに向けた環境整備。

小規模企業振興基本計画のポイント③

3. 地域経済の活性化に資する事業活動の推進

(7) 地域経済に波及効果のある事業の推進

- ・ 地域における魅力の掘り起こし・創造・地域内外への浸透、消費者ニーズを踏まえた地域全体の活性化。

(8) 地域のコミュニティを支える事業の推進

- ・ 小規模企業に加え、行政機関（都道府県・市区町村）、支援機関、金融機関、NPO、住民等の主体が一体となって地域全体で課題やニーズに対応し、コミュニティを支える取組を実施。

4. 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

(9) 支援体制の整備

支援機関等：

- ・ 支援機関等の支援目標の設定を推奨。改正小規模支援法に基づく各機関の緊密な連携を強化。
- ・ 高度な経営課題に対する「よろず支援拠点」の知見を活用した支援、(独)中小機構による支援体制の補強。

国・地方公共団体：

- ・ 関係省庁、地方公共団体が緊密に連携し、施策を効果的に展開。
- ・ ミラサポの「施策マップ」に関係省庁・地方公共団体の施策情報を共有。

(10) 手続きの簡素化・施策情報の提供

- ・ 小規模企業の施策活用を促進するため、必要な手続きの簡素化・合理化を推進。
- ・ インターネット、マスメディア、地方公共団体・支援機関の広報等を活用し、積極的に情報提供。

小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 小企業者等への配慮
2. 東日本大震災からの復興等に向けた施策
3. 消費税転嫁はじめとした取引適正化への対応

 **10月3日 基本計画の閣議決定・公表**

小規模事業者支援法の改正の概要

(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律)

商工会・商工会議所による伴走型支援(第5条第1項)

・商工会・商工会議所が管内の小規模事業者の支援のために策定する経営発達支援計画を国が認定するスキームを新設

商工会・商工会議所

全国拠点数:2,193箇所
(商工会)1,679箇所
(商工会議所)514箇所

経営指導員数:7,655人
(商工会)4,236人
(商工会議所)3,419人

これまでは経営の
基盤である記帳指
導、税務指導が中心

新たに経営戦略に
踏み込んだ支援を
実施

商工会・商工会議所の
支援事業の計画、
"経営発達支援計画"を認定

経済産業大臣

経営の改善支援(記帳、税務等)

経営の発達支援(第5条)

①経営状況の分析
(強み・弱みを知る)



②計画策定・実施支援
(戦略を作り、実施する)



③市場調査支援
(潜在的顧客を探す)



④展示会等の開催
(新たな販路を見つける)



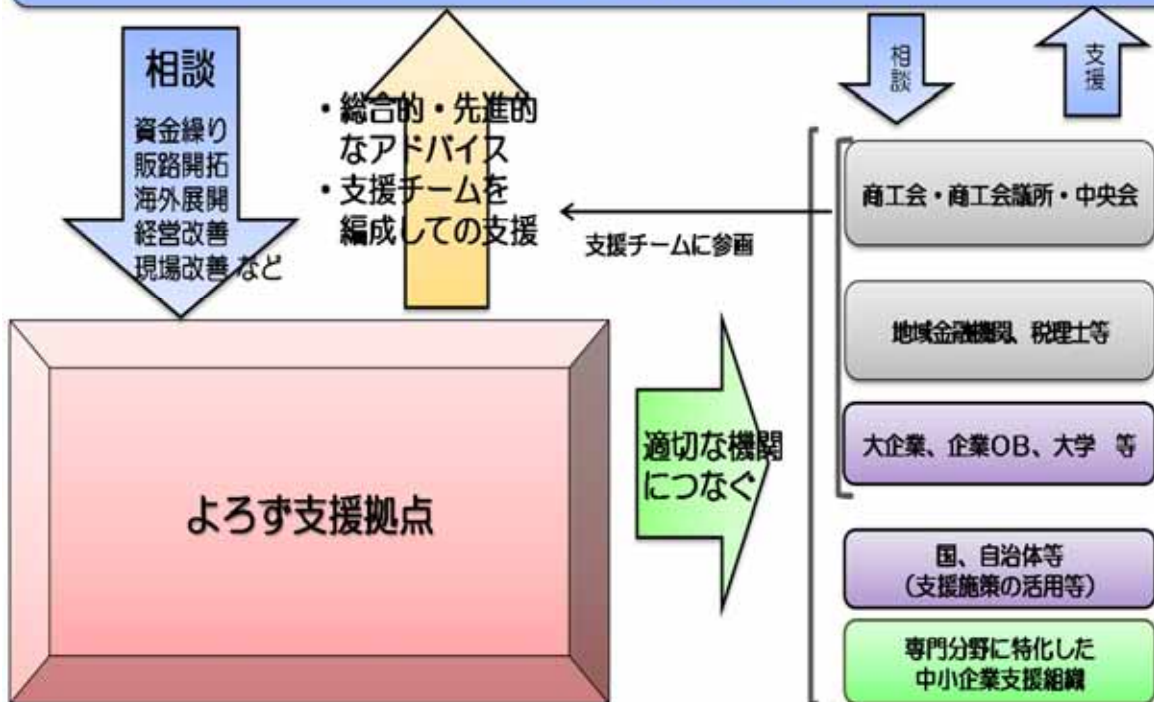
中小企業・小規模事業者の支援体制

○中小企業・小規模事業者が相談先に困ることのないよう、ワンストップの相談窓口「よろず支援拠点」やポータルサイト「ミラサポ」を設置。

よろず支援拠点

- ・平成26年6月に全国47都道府県に設置。
- 関係機関とも連携したワンストップの相談窓口（福井県：ふくい産業支援センター）。

中小企業・小規模事業者



「ミラサポ」閲覧画面

ログイン

パスワードを忘れた方

ミラサポメールマガジン
補助金情報など最新ニュースをお届け！
ご登録(無料)はこちら

新規会員登録(無料)

ミラサポおすすめコンテンツ

サービスを利用する

- 補助金など支援施策検索・申請
- 無料派遣専門家検索・申請
- よろず支援拠点・地域プラットフォーム

専門家派遣・電子申請のご利用はこちら
企業IDをご登録下さい

企業ID登録とは？

ビジネスを創出する

- ビジネス創造コミュニティ(SNS)
- 業務「アプリ」

中小企業庁からのお知らせ

- 平成25年度補正「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業(ものづくり・商業・サービス)」の二次公募を開始します。(2014年7月1日) 各
- 『小規模事業者への応援歌』2014年版中小企業白書の表紙が完成しました！(2014年7月1日) 各

補助金虎の巻
vol.4
新ものづくり補助金
商業・サービス編
「補助金・助成金を使いたいけど、どうやって申請するかわからない」
みなさまのそんなお悩みにお答えします。

補助金虎の巻Vol.3「商店街編」を公開しました。(2014年7月17日)

シャチョココレVol.5「店舗」で新領域にチャレンジ!!」を公開しました。(2014年7月15日)

施策情報「知的財産」を公開しました。(2014年7月15日)

Mirasapo更新情報 NEW

施策情報

Mirasapo掲示板

- 補助金(ものづくり・創業など)
- その他中小企業施策
- イベント・セミナー

重点テーマ

- 予算・税制改正
- 認定支援機関

掲示板テーマ一覧

- 「Mirasapo掲示板」とは？

小規模事業者対策予算の方向性

◇小規模事業者対策予算を強化

【平成26年度予算 76億円 ⇒ 平成27年度概算要求 175億円(前年度比 2.3倍)】

◇そのうち、柱となる小規模事業者対策推進事業を大幅拡充し、基本計画の4本柱への対応を図る

【平成26年度 19億円 ⇒ 平成27年度 68億円(前年度比 3.6倍)】

(小規模事業者対策推進事業 概要)

- ・ 商工会・商工会議所の伴走型支援を通じ、需要を見据えた事業計画の策定・実施を推進。また、小規模事業者が、経営計画に基づき販路開拓に取り組む費用を支援(小規模事業者持続化補助金)。
- ・ 地域の消費を促すため、新たに商工会・商工会議所等が「ふるさと名物応援券」を発行する際に、その一部を支援。
- ・ 地域の特色を活かした特産品開発・販路開拓や観光集客などの取組を支援。

その他の主要な小規模事業者対策予算

1. 需要を見据えた経営の推進

○小規模事業者経営改善資金融資事業等【41.0億円(40.0億円)】

- ・ 商工会・商工会議所等の経営指導を受けることで、その上で必要となる資金を無担保・無保証人・低利で融資。

○中小企業連携組織対策推進事業【7.1億円(5.6億円)】

○下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業【5.0億円(7.0億円)】

3. 地域経済の活性化に資する事業活動の推進

○地域課題解決ビジネス普及事業【2.0億円(新規)】

- ・ 介護、保育などの地域が抱える課題をビジネスの手法により解決する取組を支援。

2. 新陳代謝の促進

○創業・第二創業促進補助金【25.0億円(新規)】

- ・ 創業者や、事業承継を契機に既存の不採算部門を廃業し、新分野に挑戦する第二創業者を支援。

○中小企業・小規模事業者人材対策事業【20.0億円(新規)】

- ・ 地域の中小企業・小規模事業者のニーズを把握した上で、多様な人材の確保から定着まで一貫した支援等を実施。

4. 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

○小規模事業者等人材・支援人材育成事業【5.2億円(4.7億円)】

- ・ 経営指導員が小規模事業者の強みを分析し、その強みに応じた対策を提案・実行するための研修等を実施。

○小規模事業者統合データベース整備事業【2.0億円(新規)】

都道府県の中小企業振興に関する基本条例の状況

・中小企業振興に関する基本条例を制定している都道府県・・・29／47(61.7%)
 うち、小規模企業に関する規定のある都道府県・・・6(三重、長野、愛知、和歌山、大分、沖縄)

(※小規模企業振興課調査)

都道府県名	条例の題名	制定年
青森県	青森県中小企業振興基本条例	平成19年
秋田県	秋田県中小企業振興条例	平成26年
山形県	山形県中小企業振興条例	平成24年
福島県	福島県中小企業振興基本条例	平成18年
茨城県	茨城県産業活性化推進条例	平成16年
埼玉県	埼玉県中小企業振興基本条例	平成14年
千葉県	千葉県中小企業の振興に関する条例	平成19年
神奈川県	神奈川県中小企業活性化推進条例	平成20年
新潟県	新潟県中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化に関する条例	平成19年
富山県	富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する基本条例	平成24年
福井県	福井県中小企業振興条例	平成21年
長野県	長野県中小企業振興条例	平成26年
静岡県	静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例	平成26年
愛知県	愛知県中小企業振興基本条例	平成24年
三重県	三重県中小企業・小規模企業振興条例	平成26年
滋賀県	滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例	平成24年
京都府	京都府中小企業応援条例	平成19年
大阪府	大阪府中小企業振興基本条例	平成22年
奈良県	奈良県中小企業振興基本条例	平成20年
和歌山県	和歌山県中小企業振興条例	平成25年
岡山県	岡山県中小企業振興条例	平成23年
徳島県	徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例	平成20年
香川県	香川県中小企業振興条例	平成24年
愛媛県	ふるさと愛媛の中小企業振興条例	平成24年
熊本県	熊本県中小企業振興基本条例	平成19年
大分県	大分県中小企業活性化条例	平成25年
宮崎県	宮崎県中小企業振興条例	平成25年
鹿児島県	中小企業の振興に関するかごしま県民条例	平成24年
沖縄県	沖縄県中小企業の振興に関する条例	平成20年